

# 統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況

平成 22 年 6 月

総務省政策統括官（統計基準担当）

# 目 次

<b>1 統計調査の承認等の状況（総括表）</b>	1
基幹統計調査の承認	1
一般統計調査の承認	3
届出統計調査の受理	4
<b>2 基幹統計調査の承認</b>	5
医療施設調査（平成22年承認）（厚生労働省）	5
経済産業省生産動態統計調査（平成22年承認）（経済産業省）	8
学校教員統計調査（平成22年承認）（文部科学省）	10
<b>3 一般統計調査の承認</b>	16
知的財産活動調査（平成22年承認）（特許庁）	16
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（平成22年承認）（厚生労働省）	18
賃金引上げ等の実態に関する調査（平成22年承認）（厚生労働省）	20
外資系企業動向調査（平成22年承認）（経済産業省）	21
宿泊旅行統計調査（平成22年承認・2回目）（国土交通省）	22
就労条件総合調査（平成22年承認）（厚生労働省）	24
退職公務員生活状況調査（平成22年承認）（人事院）	26
建築物実態調査（平成22年承認）（国土交通省）	28
中高年者縦断調査（平成22年承認）（厚生労働省）	30
社会福祉施設等調査（平成22年承認）（厚生労働省）	31
被保護者全国一斉調査（平成22年承認）（厚生労働省）	33
農道整備状況調査（平成22年承認）（農林水産省）	35
介護サービス施設・事業所調査（平成22年承認）（厚生労働省）	36
<b>4 届出統計調査の受理</b>	40
(1) 新規	40
住宅用火災警報器設置率調査（平成22年届出）（鳥取県）	40
東京の中小企業の現状に関するアンケート調査（サービス産業編）（平成22年届出）（東京都）	41
なら健康長寿基礎調査（平成22年届出）（奈良県）	42
大学教育に関するアンケート調査（平成22年届出）（長野県）	43
生物多様性に関する企業アンケート調査（平成22年届出）（神戸市）	44

高齢者の生活についてのアンケート（平成22年届出）（神戸市）	45
大阪における雇用実態把握調査（平成22年届出）（大阪府）	46
環境に配慮した輸配送に係るアンケート調査（平成22年届出）（愛知県・名古屋市）	49
知多半島観光圏推進観光客実態調査（平成22年届出）（愛知県）	50
兵庫県における職域のがん検診実態調査（平成22年届出）（兵庫県）	51
債券市場（CLO）参加企業アンケート調査（平成22年届出）（東京都）	52
コンテンツ産業の人材育成等に係る実態調査（平成22年届出）（東京都）	53
平成22年獣医師免許を有する者の給与等に関する調査（平成22年届出）（佐賀県）	54
8020達成サポート事業調査（平成22年届出）（愛知県）	55
愛知県の知的財産戦略にかかる基礎調査（平成22年届出）（愛知県）	56
一般廃棄物実態調査（平成22年届出）（三重県）	57
労働関係総合実態調査（各種休暇制度等実態調査）（平成22年届出）（山口県）	59
<b>(2) 変更</b>	60
企業・事業所行動調査（平成22年届出）（岩手県）	60
賃金等調査（平成22年届出）（福岡県）	61
宮城県県民健康・栄養調査（平成22年届出）（宮城県）	62
高齢社会に関する愛知県高齢者調査（平成22年届出）（愛知県）	64
三重県内事業所賃金等実態調査（平成22年届出）（三重県）	65
神戸市内景況・雇用動向調査（平成22年届出）（神戸市）	66
新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査（平成22年届出）（新潟県・新潟市）	67
市政アドバイザー意識調査（平成22年届出・2回目）（神戸市）	69
観光統計調査（平成22年届出）（大分県）	70
県民の体力・スポーツに関する調査（平成22年届出）（神奈川県）	72
県民歯科疾患実態調査（平成22年届出）（鳥取県）	73

注1：「届出統計調査」とは、統計法第24条第1項又は第25条に基づき総務大臣に届けられた統計調査をいう。

注2：調査名の後ろの「平成 年承認」「平成 年届出」については、本月報の編集に係るシステム管理上、付記されているものである。

## 基幹統計調査の承認

基幹統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
医療施設調査	厚生労働大臣	承認事項の変更 医療施設調査のうち、動態調査の調査事項を以下のとおり変更。 「開設者」欄の選択肢に、「国立高度専門医療研究センター」を追加。 「診療科目」欄の選択肢の一つとして置かれていた「循環器外科（心臓・血管外科）」を「心臓血管外科（循環器外科）」に変更。	H22.6.8
経済産業省 生産動態統計調査	経済産業大臣	承認事項の変更 調査対象品目の変更。 ア生産規模が縮小している品目の削除（33品目） イ類似する品目の統合（153品目 63品目） 調査事項の変更。 ア「燃料・電力」の廃止 イ「労務」の調査事項名の変更 ウ「設備、生産能力」の調査方法の変更 等 調査票の変更。 ア調査票の統合（5調査票 2調査票） イ調査票間の品目の移行（2品目）	H22.6.8
学校教員統計調査	文部科学大臣	承認事項の変更 教員個人調査票の調査対象となった学校に対する学校調査票の作成・報告を廃止。 初等中等教育機関（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）に係る調査の方法について、郵送調査からオンライン調査と郵送調査の併用に変更。 調査票及び集計表の内容を記録した電磁的記録媒体の保存期間を5年から永年に変更。	H22.6.23

		調査票の様式に係る一部変更。	
--	--	----------------	--

## 一般統計調査の承認

承認年月日	統計調査の名称	実施者
H22.6.7	知的財産活動調査	経済産業大臣
H22.6.7	家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	厚生労働大臣
H22.6.8	賃金引上げ等の実態に関する調査	厚生労働大臣
H22.6.9	外資系企業動向調査	経済産業大臣
H22.6.10	宿泊旅行統計調査	国土交通大臣
H22.6.11	就労条件総合調査	厚生労働大臣
H22.6.15	退職公務員生活状況調査	人事院総裁
H22.6.18	建築物実態調査	国土交通大臣
H22.6.18	中高年者縦断調査	厚生労働大臣
H22.6.25	社会福祉施設等調査	厚生労働大臣
H22.6.25	被保護者全国一斉調査	厚生労働大臣
H22.6.25	農道整備状況調査	農林水産大臣
H22.6.30	介護サービス施設・事業所調査	厚生労働大臣

## 届出統計調査の受理

### (1) 新規

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H22.6.4	住宅用火災警報器設置率調査	鳥 取 県 知 事
H22.6.4	東京の中小企業の現状に関するアンケート調査（サービス産業編）	東 京 都 知 事
H22.6.7	なら健康長寿基礎調査	奈 良 県 知 事
H22.6.7	大学教育に関するアンケート調査	長 野 県 知 事
H22.6.11	生物多様性に関する企業アンケート調査	神 戸 市 長
H22.6.11	高齢者の生活についてのアンケート	神 戸 市 長
H22.6.11	大阪における雇用実態把握調査	大 阪 府 知 事
H22.6.15	環境に配慮した輸配送に係るアンケート調査	愛 知 県 知 事 ・ 名 古 屋 市 長
H22.6.16	知多半島観光圏推進観光客実態調査	愛 知 県 知 事
H22.6.17	兵庫県における職域のがん検診実態調査	兵 庫 県 知 事
H22.6.17	債券市場（CLO）参加企業アンケート調査	東 京 都 知 事
H22.6.18	コンテンツ産業の人材育成等に係る実態調査	東 京 都 知 事
H22.6.18	平成22年獣医師免許を有する者の給与等に関する調査	佐 賀 県 人 事 委 員 会
H22.6.21	8020達成サポート事業調査	愛 知 県 知 事
H22.6.21	愛知県の知的財産戦略にかかる基礎調査	愛 知 県 知 事
H22.6.21	一般廃棄物実態調査	三 重 県 知 事
H22.6.28	労働関係総合実態調査（各種休暇制度等実態調査）	山 口 県 知 事

### (2) 変更

受理年月日	統計調査の名称	実施者
H22.6.4	企業・事業所行動調査	岩 手 県 知 事
H22.6.4	賃金等調査	福 岡 県 知 事
H22.6.9	宮城県県民健康・栄養調査	宮 城 県 知 事
H22.6.10	高齢社会に関する愛知県高齢者調査	愛 知 県 知 事
H22.6.10	三重県内事業所賃金等実態調査	三 重 県 知 事
H22.6.14	神戸市内景況・雇用動向調査	神 戸 市 長
H22.6.21	新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査	新 潟 県 知 事 ・ 新 潟 市 長
H22.6.21	市政アドバイザー意識調査	神 戸 市 長
H22.6.21	観光統計調査	大 分 県 知 事
H22.6.23	県民の体力・スポーツに関する調査	神 奈 川 県 教 育 委 員 会
H22.6.28	県民歯科疾患実態調査	鳥 取 県 知 事

## 基幹統計調査の承認

【調査名】 医療施設調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年6月8日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課保健統計室

【目的】 本調査は、医療施設に定める病院及び診療所について、その分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査の内容は、内務報告例（内務省）から引継がれた厚生省報告例に含まれていたものであるが、昭和23年11月から全医療施設を対象に「施設面からみた医療調査」として行われ、その後、昭和25年から「医療施設面調査」という名称（ただし、昭和25年及び昭和27年は医療施設面調査第1次客体調査）で行われていたものである。

昭和28年7月7日に統計法に基づく指定統計となり、昭和47年まで毎年年末（昭和28年は7月末）現在で実施してきた。

昭和48年10月に調査規則を改正し全施設の詳細な実態を把握することを目的とする調査については、静態調査として昭和50年から3年ごとに実施するとともに、各都道府県から施設の開設・廃止等の報告を毎月徴集する動態調査を昭和48年11月から実施（昭和48年1月から10月までの分については、一括して報告を徴集した。）することとして、現在に至っている。

なお、昭和59年からは、患者調査と同時期に実施し医療施設面からも患者の動向を把握できるよう、調査期日を10月1日現在に改めた。

【調査の構成】 1 - 医療施設静態調査病院票 2 - 医療施設静態調査一般診療所票 3 - 医療施設静態調査歯科診療所票 4 - 医療施設動態調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（静態調査：調査実施年翌年10月、動態調査：調査実施月の翌々月下旬）

【調査票名】 1 - 医療施設静態調査病院票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）医療施設 （属性）医療施設 （抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）8,900 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間 （系統）厚生労働省 - 都道府県 - 保健所 - 報告者、厚生労働省 - 都道府県 - 保健所を設置する市・特別区 - 保健所 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）調査実施年の10月1日

【調査事項】 1. 名称、2. 所在地、3. 開設者、4. 診療科目、5. 設備、6. 従事者の数及びその勤務の状況、7. 許可病床数、8. 社会保険診療の状況、9.

救急病院・診療所の告示の有無、10．診療及び検査の実施の状況、11．その他（1から9に関する事項）

【調査票名】 2 - 医療施設静態調査一般診療所票

【調査対象】（地域）全国（単位）医療施設（属性）一般診療所（抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】（選定）全数（客体数）101,500（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年の10月1日（系統）厚生労働省 - 都道府県 - 保健所 - 報告者、厚生労働省 - 都道府県 - 保健所を設置する市・特別区 - 保健所 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）調査実施年の10月1日

【調査事項】1．名称、2．所在地、3．開設者、4．診療科目、5．設備、6．従事者の数及びその勤務の状況、7．許可病床数、8．社会保険診療の状況、9．救急病院・診療所の告示の有無、10．診療及び検査の実施の状況、11．その他（1から9に関する事項）

【調査票名】 3 - 医療施設静態調査歯科診療所票

【調査対象】（地域）全国（単位）医療施設（属性）歯科診療所（抽出枠）医療施設基本ファイル

【調査方法】（選定）全数（客体数）69,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年の10月1日現在又は調査実施年の9月1か月間（系統）厚生労働省 - 都道府県 - 保健所 - 報告者、厚生労働省 - 都道府県 - 保健所を設置する市・特別区 - 保健所 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）調査実施年の10月1日

【調査事項】1．名称、2．所在地、3．開設者、4．診療科目、5．設備、6．従事者の数及びその勤務の状況、7．許可病床数、8．社会保険診療の状況、9．救急病院・診療所の告示の有無、10．診療及び検査の実施の状況、11．その他（1から9に関する事項）

【調査票名】 4 - 医療施設動態調査票

【調査対象】（地域）全国（単位）都道府県、市、特別区（属性）法令に基づき、医療施設に関し、開設、変更又は開設及び変更以外の所定の手続を行った都道府県、保健所を設置する市及び特別区

【調査方法】（選定）全数（客体数）136（配布）郵送・オンライン（電子メール）（収集）郵送・オンライン（電子メール）（記入）自計（把握時）毎月1日～月末（系統）厚生労働省 - 報告者（都道府県）、厚生労働省

- 都道府県 - 報告者（保健所を設置する市及び特別区）

【周期・期日】（周期）月（実施期日）毎月20日

【調査事項】 1. 開設の場合（1）名称、（2）開設年月日、（3）所在地、（4）開設者、（5）診療科目、（6）許可病床数、（7）従事者数、（8）社会保険診療の状況、（9）その他（1）から（8）に関連する事項、2. 変更の場合（1）名称、（2）変更年月日、（3）診療科目、（4）許可病床数、（5）その他（1）から（4）に関連する事項、3. 開設及び変更以外の場合（1）名称、（2）処分等の年月日、（3）処分等の種類、（4）その他（1）から（3）に関連する事項

【調査名】 経済産業省生産動態統計調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年6月8日

【実施機関】 経済産業省経済産業政策局調査統計部鋳工業動態統計室

【目的】 経済産業省生産動態統計調査（以下「生産動態統計調査」という。）は、鋳工業生産の動態を明らかにし、鋳工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 生産動態統計調査は、連合国軍総司令部の要請を踏まえ、昭和23年に生産動態の把握及び経済統制下における物資の需給調整上の資料としての利用を目的として開始された。

昭和26年の経済統制の解除により物資の需給調整という副次的利用目的が大幅に後退したのを契機として、昭和28年に経済統計への移行に重点を置いた大幅改正が行われた。

その後の大きな改正としては、昭和48年のコンピュータ処理化に伴う統計の体系整備のための調査品目、調査項目の簡素化、昭和56年の商鋳工業エネルギー消費統計調査（現在の経済産業省特定業石油等消費統計調査、指定統計第115号を作成するための調査）の開始に伴うエネルギー関連項目の簡素化が挙げられる。

さらに平成12年1月分の調査からは、新世代統計システムへの導入に伴い、調査票様式、調査票の提出方法等の変更がなされている。

平成14年には、鋳工業生産における各製品の市場規模の変化等最近の産業構造の変化を踏まえ、調査対象品目、調査事項、調査対象範囲及び調査票の見直しに関する統一基準を定め、年間出荷額が低下している品目を削除する一方、最近成長が見られる品目を追加する等の調査対象品目の変更を行うなどの大規模な変更が行われている。

平成16年には、印刷業に関する調査票が新設されている。

平成18年には、非鉄金属製品月報と光ファイバー製品月報の統合が行われた。

平成22年には、生産規模が縮小等した調査対象品目を削除及び統合するとともに、調査事項のうち「燃料・電力」の廃止、「労務」の「月末常用従業者数」を「月末従事者数」に名称変更及び「月間実働延人員」の削除等の変更を行い、調査対象品目数1,674品目、月報数109月報となった。

【調査の構成】 1 - （品目名）月報

【公表】 「速報」（翌月末）、「確報」（翌々月中旬）、「年報」（翌年6月）

【調査票名】 1 - （品目名）月報

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）鉄鋼・鉄鋼加工製品、一般機械器具、電気機械器具、輸送機械器具、精密機械器具、繊維工業品、パルプ・

紙、印刷、雑貨工業品、化学工業品、ゴム製品・プラスチック製品、窯業製品・土石製品・建材、鉱物、石油・石炭製品、非鉄金属・非鉄金属加工製品等を生産（加工を含む。）する事業所であって、経済産業大臣が指定する生産品目別の範囲に属する事業所。

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）18,000 （配布）郵送・調査員・オンライン （収集）郵送・調査員・オンライン （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）経済産業省 - 報告者、経済産業省 - 経済産業局 - 報告者、経済産業省 - 都道府県 - 報告者、経済産業省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者、経済産業省 - 経済産業局 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）翌月10日（対経済産業局長及び都道府県知事）、翌月15日（対経済産業大臣）

【調査事項】 1.生産、2.受入、3.消費、4.出荷、5.在庫、6.原材料、7.従事者、8.生産能力及び設備

【調査名】 学校教員統計調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年6月23日

【実施機関】 文部科学省生涯学習政策局調査企画課

【目的】 学校の教員構成並びに教員の個人属性、職務態様及び異動状況等を明らかにすることを目的とする。

【沿革】 学校教員に関する指定統計調査は、学校教員調査（昭和22年10月指定統計第9号に指定）と学校教員需給調査（昭和28年3月指定統計第62号に指定）が実施されていたが、昭和43年に、学校教員調査の調査事項を学校教員需給調査の調査事項に含めた上で学校教員需給調査のみを実施することとなり、学校教員需給調査規則の改正と学校教員調査規則の廃止が行われた。（昭和43年9月30日文部省令第29号）

昭和46年には、学校教員需給調査が学校教員統計調査に改称された。

平成11年には、学校教育法等の一部を改正する法律（平成10年法律第101号）による中等教育学校の創設に伴い、「教員個人調査票（中等教育学校）」を新設し、従前の「教員異動調査票（高等学校以下）」を「教員異動調査票（小・中・高・中等教育・盲・聾・養護学校及び幼稚園）」に変更した。

平成16年には、大学及び高等専門学校を対象にオンライン調査が導入された。

平成17年には、栄養教諭制度の導入に伴い、調査票様式を変更した。

平成22年には、教員個人調査票の調査対象となった学校に対する学校調査票の作成・報告を廃止し、また、初等中等教育機関（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）に係る調査の方法について、郵送調査からオンライン調査と郵送調査の併用に変更した。

【調査の構成】 1 - 学校調査票 2 - 教員個人調査票（幼稚園） 3 - 教員個人調査票（小学校） 4 - 教員個人調査票（中学校） 5 - 教員個人調査票（高等学校） 6 - 教員個人調査票（中等教育学校） 7 - 教員個人調査票（特別支援学校） 8 - 教員個人調査・教員異動調査票（本務教員）（大学・高等専門学校） 9 - 教員個人調査票（兼務教員）（大学・高等専門学校） 10 - 教員個人調査票（専修学校・各種学校） 11 - 教員異動調査票（高等学校以下）

【公表】 インターネット、印刷物及び閲覧（学校教員統計調査中間報告：調査実施年の翌年7月、学校教員統計調査報告書：調査実施年の翌々年3月）

【調査票名】 1 - 学校調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）学校 （属性）公・私立の幼稚園、公立の小学校・中学校・高等学校（全日制・定時制課程） 私立の高等学校（全日制課程）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）40,509 （配布）郵送・オンライン （取

集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 平成22年10月1日現在 (系統) 文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者 (都道府県立及び私立の学校) 文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者 (市町村立の学校)

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 都道府県立・市町村立及び私立の学校: 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

【調査事項】 1. 学校種類、2. 設置者、3. 本校・分校、4. 課程、5. 性別、年齢別、職名別の本務教員数等

【調査票名】 2 - 教員個人調査票 (幼稚園)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 学校 (属性) 国・公・私立の幼稚園

【調査方法】 (選定) 全数及び無作為抽出 (客体数) 5,927 / 13,516 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 平成22年10月1日現在 (系統) 文部科学省 - 報告者 (国立の幼稚園) 文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者 (都道府県立及び私立の幼稚園) 文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者 (市町村立の幼稚園)

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 国立の幼稚園: 平成22年11月19日、都道府県立・市町村立及び私立の幼稚園: 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

【調査事項】 1. 性別、2. 年齢、3. 職名、4. 勤務年数、5. 学歴、6. 免許状の種類、7. 学級担任状況、8. 給料月額

【調査票名】 3 - 教員個人調査票 (小学校)

【調査対象】 (地域) 全国 (単位) 学校 (属性) 国・公・私立の小学校

【調査方法】 (選定) 全数及び無作為抽出 (客体数) 2,282 / 22,258 (配布) 郵送・オンライン (収集) 郵送・オンライン (記入) 自計 (把握時) 平成22年10月1日現在 (系統) 文部科学省 - 報告者 (国立の小学校) 文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者 (私立の小学校) 文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者 (市町村立の小学校)

【周期・期日】 (周期) 3年 (実施期日) 国立の小学校: 平成22年11月19日、市町村立及び私立の小学校: 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

【調査事項】 1. 性別、2. 年齢、3. 職名、4. 勤務年数、5. 学歴、6. 免許状の種類、7. 免許教科、8. 学級担任状況、9. 授業担任状況、10. 担任教科、11. 週教科等担任授業時数、12. 都道府県費・市町村費別、13.

## 給料月額

### 【調査票名】 4 - 教員個人調査票（中学校）

【調査対象】（地域）全国（単位）学校（属性）国・公・私立の中学校

【調査方法】（選定）全数及び無作為抽出（客体数）2,076 / 10,864（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成22年10月1日現在（系統）文部科学省 - 報告者（国立の中学校）文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者（私立の中学校）文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者（市町村立の中学校）

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）国立の中学校：平成22年11月19日、市町村立及び私立の中学校：都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

【調査事項】1．性別、2．年齢、3．職名、4．勤務年数、5．学歴、6．免許状の種類、7．免許教科、8．学級担任状況、9．授業担任状況、10．担任教科、11．週教科等担任授業時数、12．都道府県費・市町村費別、13．給料月額

### 【調査票名】 5 - 教員個人調査票（高等学校）

【調査対象】（地域）全国（単位）学校（属性）国・公・私立の高等学校

【調査方法】（選定）全数及び無作為抽出（客体数）1,774 / 5,928（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成22年10月1日現在（系統）文部科学省 - 報告者（国立の高等学校）文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者（都道府県立及び私立の高等学校）文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者（市町村立の高等学校）

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）国立の高等学校：平成22年11月19日、都道府県立・市町村立及び私立の高等学校：都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

【調査事項】1．性別、2．年齢、3．職名、4．勤務年数、5．学歴、6．免許状の種類、7．免許教科、8．授業担任状況、9．担任教科、10．週教科等担任授業時数、11．給料月額

### 【調査票名】 6 - 教員個人調査票（中等教育学校）

【調査対象】（地域）全国（単位）学校（属性）国・公・私立の中等教育学校

【調査方法】（選定）全数（客体数）42（配布）郵送・オンライン（収集）郵送・オンライン（記入）自計（把握時）平成22年10月1日現在（系

統) 文部科学省 - 報告者 ( 国立の中等教育学校 )、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者 ( 都道府県立及び私立の中等教育学校 )、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者 ( 市町村立の中等教育学校 )

【周期・期日】 ( 周期 ) 3 年 ( 実施期日 ) 国立の中等教育学校 : 平成 2 2 年 1 1 月 1 9 日、都道府県立・市町村立及び私立の中等教育学校 : 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

【調査事項】 1 . 性別、2 . 年齢、3 . 職名、4 . 勤務年数、5 . 学歴、6 . 免許状の種類、7 . 免許教科、8 . 学級担任状況、9 . 授業担任状況、1 0 . 担任教科、1 1 . 週教科等担任授業時数、1 2 . 給料月額

【調査票名】 7 - 教員個人調査票 ( 特別支援学校 )

【調査対象】 ( 地域 ) 全国 ( 単位 ) 学校 ( 属性 ) 国・公・私立の特別支援学校

【調査方法】 ( 選定 ) 全数 ( 客体数 ) 1 , 0 3 0 ( 配布 ) 郵送・オンライン ( 収集 ) 郵送・オンライン ( 記入 ) 自計 ( 把握時 ) 平成 2 2 年 1 0 月 1 日現在 ( 系統 ) 文部科学省 - 報告者 ( 国立の特別支援学校 )、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者 ( 都道府県立及び私立の特別支援学校 )、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者 ( 市町村立の特別支援学校 )

【周期・期日】 ( 周期 ) 3 年 ( 実施期日 ) 国立の特別支援学校 : 平成 2 2 年 1 1 月 1 9 日、都道府県立・市町村立及び私立の特別支援学校 : 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

【調査事項】 1 . 性別、2 . 年齢、3 . 職名、4 . 勤務年数、5 . 学歴、6 . 免許状の種類、7 . 障害種別担当状況、8 . 授業担任状況、9 . 週教科等担任授業時数、1 0 . 給料月額

【調査票名】 8 - 教員個人調査・教員異動調査票 ( 本務教員 ) ( 大学・高等専門学校 )

【調査対象】 ( 地域 ) 全国 ( 単位 ) 学校 ( 属性 ) 国・公・私立の大学・高等専門学校

【調査方法】 ( 選定 ) 全数 ( 客体数 ) 1 , 2 4 3 ( 配布 ) 郵送・オンライン ( 収集 ) 郵送・オンライン ( 記入 ) 自計 ( 把握時 ) 教員個人調査票 : 平成 2 2 年 1 0 月 1 日現在、教員異動調査票 : 平成 2 1 年度間 ( 平成 2 1 年 4 月 1 日 ~ 2 2 年 3 月 3 1 日 ) ( 系統 ) 文部科学省 - 報告者

【周期・期日】 ( 周期 ) 3 年 ( 実施期日 ) 平成 2 2 年 1 1 月 1 9 日

【調査事項】 1 . 共通事項 ( 1 ) 性別等、( 2 ) 年齢、( 3 ) 職名、( 4 ) 学歴、( 5 ) 専門分野 等、2 . 教員個人調査 ( 1 ) 勤務年数、( 2 ) 出身学校、( 3 ) 授業担当状況、( 4 ) 週担当授業時数、( 5 ) 給料月額、( 6 ) 兼務先 等、3 .

教員異動調査(1)採用前の職業、(2)転入前の学校種等、(3)採用・転入前の学校等の設置者、(4)離職理由 等

【調査票名】 9 - 教員個人調査票(兼務教員)(大学・高等専門学校)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)国・公・私立の大学・高等専門学校

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,243 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成22年10月1日現在 (系統)文部科学省 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成22年11月19日

【調査事項】 1.性別等、2.年齢、3.専門分野、4.本務先

【調査票名】 10 - 教員個人調査票(専修学校・各種学校)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)国・公・私立の専修学校・各種学校

【調査方法】 (選定)全数及び無作為抽出 (客体数)1,770/4,881 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成22年10月1日現在 (系統)文部科学省 - 報告者(国立の専修学校・各種学校)、文部科学省 - 都道府県教育委員会(市町村教育委員会) - 報告者(公立及び私立の専修学校・各種学校)

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)国立の専修学校・各種学校:平成22年11月19日、公立及び私立の専修学校・各種学校:都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

【調査事項】 1.性別、2.年齢、3.学歴、4.専門分野、5.所属課程(専修学校のみ)、6.所属学科、7.授業担当状況、8.週教科担当授業時数、9.本務・兼務の別、10.兼務教員の本務先、11.勤務年数、12.給料月額

【調査票名】 11 - 教員異動調査票(高等学校以下)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)学校 (属性)国・公・私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)53,638 (配布)郵送・オンライン (収集)郵送・オンライン (記入)自計 (把握時)平成21年度間(平成21年4月1日~22年3月31日) (系統)文部科学省 - 報告者(国立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校)、文部科学省 - 都道府県教育委員会 - 報告者(都道府県立及び私立の幼稚園・高等

学校・中等教育学校・特別支援学校、私立の小学校・中学校）、文部科学省  
- 都道府県教育委員会 - 市町村教育委員会 - 報告者（市町村立の幼稚園・小  
学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）国立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・  
中等教育学校・特別支援学校：平成22年11月19日、都道府県立及び  
私立の幼稚園・高等学校・中等教育学校・特別支援学校、私立の小学校・  
中学校、市町村立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・  
特別支援学校：都道府県教育委員会又は市町村教育委員会が定める期日

【調査事項】 1．性別、2．年齢、3．職名、4．学歴、5．所属課程（高校のみ）、  
6．異動の状況、7．採用の状況、8．転入の状況、9．離職理由

## 一般統計調査の承認

【調査名】 知的財産活動調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年6月7日

【実施機関】 特許庁総務部企画調査課

【目的】 我が国企業等の知的財産活動の実態を把握するとともに、産業財産権審査体制の整備及び知的財産政策の企画立案のための基礎資料の作成を目的とする。

【沿革】 平成16年調査から、調査客体及び調査周期の見直しを行い、毎年調査を行う対象を特許等の出願実績が5件以上の者とし、一方、1～4件の者については、報告者負担軽減の観点から3年周期とした。

【調査の構成】 1 - 知的財産活動調査票（甲） 2 - 知的財産活動調査票（乙）

【公表】 印刷物及びインターネット（翌年4月）

【調査票名】 1 - 知的財産活動調査票（甲）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）法人、個人、大学及び公的研究機関 （属性）調査実施の前々年の特許・実用新案・意匠・商標の産業財産権の出願数のいずれかが5件以上である国内の法人、個人、大学及び公的研究機関等の出願人（抽出枠）前々年の出願人別出願件数表

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）8,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）産業財産権の出願件数に係る調査については調査実施の前年、産業財産権の出願件数以外の設問については報告者の直近の会計年度（系統）経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）配布予定日：8月最終週、回収終了予定：12月末日

【調査事項】 1．知的財産部門の活動状況、2．産業財産権制度の利用状況、3．産業財産権の実施状況、4．知的財産権侵害に関する訴訟

【調査票名】 2 - 知的財産活動調査票（乙）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）法人、個人、大学及び公的研究機関 （属性）調査実施の前々年に特許・実用新案・意匠・商標の産業財産権の出願実績があり、上記の4産業財産権のすべてが4件以下である国内の法人、個人、大学及び公的研究機関等の出願人（抽出枠）前々年の出願人別出願件数表

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）4,700 / 65,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）産業財産権の出願件数に係る調査については調査実施の前年、産業財産権の出願件数以外の設問については報告者の直近の会計年度（系統）経済産業省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）3年 （実施期日）配布予定日：平成22年8月最終週、回収

終了予定：12月末日

【調査事項】 1．知的財産部門の活動状況、2．産業財産権制度の利用状況、3．産業財産権の実施状況、4．知的財産権侵害に関する訴訟

【調査名】 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年6月7日

【実施機関】 厚生労働省社会・援護局保護課

【目的】 本調査は、我が国の一般世帯及び生活保護法に基づく生活保護の受給世帯の生活実態及び生活意識を把握し、今後の社会保障全般のあり方の検討を含め、厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 一般世帯用調査票 2 - 社会保障生計調査世帯票

【公表】 印刷物及びインターネット（一般世帯用調査票：平成24年3月、社会保障生計調査世帯票：平成23年3月）

【備考】 本調査の名称には、「意識」の文言が付されているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として承認されたものである。

【調査票名】 1 - 一般世帯用調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）一般世帯 （抽出枠）平成22年国民生活基礎調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）32,000 / 49,566,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成22年7月1日現在（但し、1週間の就業時間については、7月1日～7日）（系統）福祉事務所を設置しない町村：厚生労働省 - 都道府県 - 福祉事務所 - 調査員 - 報告者、市、特別区及び福祉事務所を設置する町村：厚生労働省 - 都道府県 - 市区町村 - 福祉事務所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年8月31日

【調査事項】 1. 家庭の状況（世帯類型）、2. 家庭の生活実態及び生活意識（1）普段の生活、（2）耐久財の保有状況、（3）親族・近隣とおつきあい、（4）住環境、（5）レジャーや社会参加、（6）家計の状況、（7）生活の満足度、（8）育児・子育て・子どもの教育

【調査票名】 2 - 社会保障生計調査世帯票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）世帯 （属性）世帯（被保護世帯）（抽出枠）平成22年度社会保障生計調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,110 / 1,113,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成22年7月1日現在（但し、1週間の就業時間については、7月1日～7日）（系統）福祉事務所を設置しない町村：厚生労働省 - 都道府県 - 福祉事務所 - 調査員 - 報告者、市（指定都市及び中核市を除く。）特別区及び福祉事務所を設

置する町村：厚生労働省 - 都道府県 - 市区町村 - 福祉事務所 - 調査員 - 報告者、  
指定都市及び中核市：厚生労働省 - 市 - 福祉事務所 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】 (周期)一回限り (実施期日)平成22年8月31日

【調査事項】 1. 家庭の状況 (1) 住居、(2) 配偶者、(3) 金融資産、(4) 学歴、  
(5) 健康状態、(6) 就労状況、2. 家庭の生活実態及び生活意識 (1) 普段の生活、(2) 耐久財の保有状況、(3) 親族・近隣とのつきあい、(4) 住環境、(5) レジャーや社会参加、(6) 家計の状況、(7) 生活の満足度、  
(8) 育児・子育て・子どもの教育

【調査名】 賃金引上げ等の実態に関する調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年6月8日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課

【目的】 労働組合のない企業を含めた民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和44年から調査を開始した。

【調査の構成】 1 - 平成22年賃金引上げ等の実態に関する調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概況：調査実施年の11月、印刷物：調査実施年の翌年2月）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 平成22年賃金引上げ等の実態に関する調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）主たる事業が日本標準産業分類に掲げる15大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」）に属する会社組織の民間企業で、「製造業」及び「卸売業、小売業」については常用労働者30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業。（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,500/95,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の1月～12月の1年間。ただし、昨年の冬の賞与に関する事項については調査実施前年の9月～調査実施年の2月、今年の夏の賞与に関する事項については調査実施年の3月～8月とする。（系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）調査実施年の8月1日～20日

【調査事項】 1. 企業の名称、2. 本社の所在地、3. 企業の全常用労働者数、4. 企業の事業内容又は主な製品名、5. 労働組合の有無、6. 賃金の改定実施の有無及び改定時期、7. 1人平均賃金の改定額・改定率、8. 定期昇給・ベースアップの実施状況、9. 賃金カット等の実施状況、10. 賃金の改定方式、11. 賃金の改定の決定に当たっての重視要素、12. 賞与支給状況及び決定方式、13. 労働組合との交渉経過、14. 夏季・冬季（前年）の賞与要求、妥結状況

【調査名】 外資系企業動向調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年6月9日

【実施機関】 経済産業省貿易経済協力局貿易振興課

【目的】 外資系企業動向調査は、我が国企業における外資系企業の経営動向を把握することにより、日本政府全体で取り組んでいる対日直接投資の促進において、関連施策の立案・評価に資することを目的とするものである。

【沿革】 本調査は、昭和42年に我が国における外資系企業の経営動向を把握するために開始。

【調査の構成】 1 - 外資系企業動向調査票

【公表】 調査実施年の翌年3月に公表予定

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲に「金融業、保険業」、「不動産業」を追加及び調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 外資系企業動向調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）1．外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している企業、2．外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している持株会社が出資する企業であって、外国投資家の直接出資比率及び間接出資比率の合計が3分の1超となる企業（抽出枠）外資系企業動向調査名簿等

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）6,000 （配布）郵送 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）毎年3月31日現在 （系統）経済産業省 - 民間事業者 - 報告書

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）調査期日の属する年の8月31日

【調査事項】 1．企業の概要等、2．操業状況等、3．雇用の状況、4．事業所の種類・機能及び常用雇用者数、5．売上高、6．仕入高、7．費用等の状況、8．収益の状況、9．資産の状況

【調査名】 宿泊旅行統計調査（平成22年承認・2回目）

【承認年月日】 平成22年6月10日

【実施機関】 国土交通省観光庁参事官

【目的】 我が国の宿泊施設を利用した宿泊者数や宿泊施設の定員稼働率等を把握することにより、宿泊旅行の実態を明らかにし、観光行政の基礎資料作成等に資することを目的とする。

【沿革】 本調査は、平成19年1月分から、四半期ごとに実施している。平成22年4月分から従業者数10人未満の事業所を対象とした調査票が新たに追加された。

【調査の構成】 1 - 宿泊旅行統計調査調査票（第1号様式） 2 - 宿泊旅行統計調査調査票（第2号様式） 3 - 宿泊旅行統計調査調査票（第3号様式）

【公表】 報告書及びインターネット（四半期報告は調査実施期間の翌四半期末、年間報告は調査実施期間の翌年の6月末）

【調査票名】 1 - 宿泊旅行統計調査調査票（第1号様式）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）旅館、ホテル、簡易宿所、会社団体の宿泊所を営む事業所（同伴施設を除く。）のうち、従業者数10人未満の事業所（抽出枠）事業所母集団データベースの情報を基にしつつ、都道府県への照会（旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく許認可情報等を活用）によって調査対象名簿を整備

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）10,000/60,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月（系統）国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）四半期（実施期日）翌四半期の最初の月の11日

【調査事項】 1. 宿泊施設のタイプ、2. 1月1日現在の客室数及び収容人数、3. 1月1日現在の従業者数、4. 宿泊目的別の割合、5. 四半期の各月の延べ・実宿泊者数、6. 外国人述べ・実宿泊者数、7. 四半期の各月の利用客室数、8. 四半期の各月の延べ宿泊者数の居住地別（県内、県外の別）の内訳、9. 変動要因（自由記入）

【調査票名】 2 - 宿泊旅行統計調査調査票（第2号様式）

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）旅館、ホテル、簡易宿所、会社団体の宿泊所を営む事業所（同伴施設を除く。）のうち、従業者数10人以上99人以下の事業所（抽出枠）事業所母集団データベースの情報を基にしつつ、都道府県への照会（旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく許認可情報等を活用）によって調査対象名簿を整備

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)9,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月 (系統)国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)四半期 (実施期日)翌四半期の最初の月の11日

【調査事項】 1. 宿泊施設のタイプ、2. 1月1日現在の客室数及び収容人数、3. 1月1日現在の従業者数、4. 宿泊目的別の割合、5. 四半期の各月の延べ・実宿泊者数、6. 外国人述べ・実宿泊者数、7. 四半期の各月の利用客室数、8. 四半期の各月の延べ宿泊者数の居住地別(県内、県外の別)の内訳、9. 四半期の各月の外国人延べ宿泊者数の国籍別内訳、10. 変動要因(自由記入)

【調査票名】 3 - 宿泊旅行統計調査調査票(第3号様式)

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)旅館、ホテル、簡易宿所、会社団体の宿泊所を営む事業所(同伴施設を除く。)のうち、従業者数100人以上の事業所 (抽出枠)事業所母集団データベースの情報を基にしつつ、都道府県への照会(旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく許認可情報等を活用)によって調査対象名簿を整備

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)1,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月 (系統)国土交通省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)四半期 (実施期日)翌四半期の最初の月の11日

【調査事項】 1. 宿泊施設のタイプ、2. 1月1日現在の客室数及び収容人数、3. 1月1日現在の従業者数、4. 宿泊目的別の割合、5. 四半期の各月の延べ・実宿泊者数、6. 外国人述べ・実宿泊者数、7. 四半期の各月の利用客室数、8. 四半期の各月の延べ宿泊者数の居住地別(都道府県別)の内訳、9. 四半期の各月の外国人延べ宿泊者数の国籍別内訳、10. 変動要因(自由記入)

【調査名】 就労条件総合調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年6月11日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部賃金福祉統計課

【目的】 主要産業における企業の労働時間制度、定年制等及び賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的とする。

【沿革】 昭和41年から実施されていた「賃金労働時間制度総合調査」と昭和47年から実施されていた「労働者福祉施設制度等調査」を統合し、同59年から実施した「賃金労働時間制度等総合調査」を前身とする調査であり、平成12年度に名称を変更して現在に至っている。

この間、平成9年まで実施していた退職金制度・支給実態調査の廃止に伴い同15年に退職金制度・支給実態を調査内容に含め、同17年には雇用管理調査の廃止に伴い定年制等についても把握するものとなった。

【調査の構成】 1 - 平成23年就労条件総合調査 調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施年の10月、詳細：調査実施翌年の1月）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 平成23年就労条件総合調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業 （属性）「鉱業，採石業，砂利採取業」，「建設業」，「製造業」，「電気・ガス・熱供給・水道業」，「情報通信業」，「運輸業，郵便業」，「卸売業，小売業」，「金融業，保険業」，「不動産業，物品賃貸業」，「学術研究，専門・技術サービス業」，「宿泊業，飲食サービス業」，「生活関連サービス業，娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く。）」，「教育，学習支援業」，「医療，福祉」及び「サービス業（他に分類されないもの）（政治・経済・文化団体、宗教及び外国公務を除く。）」に属し、常用労働者30人以上の民間企業。（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,100/146,000 （配布）郵送・調査員 （収集）郵送・調査員 （記入）自計 （把握時）毎年1月1日現在（一部の項目については、基準日の前年1月～12月の1年間又は基準日の前々年4月～前年3月の1年間）（系統）厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年12月1日～翌年1月31日（ただし、廃止や規模縮小により対象外となった企業の代替分の調査については、翌年3月10日までとする。）

【調査事項】 1. 企業の属性に関する事項(1) 企業の名称、(2) 本社の所在地、(3) 企業の主な生産品の名称又は事業の内容、(4) 企業の常用労働者数、(5) 労働組合の有無、(6) 企業にある業務、2. 労働時間制度に関する事項(1) 所定労働時間、(2) 週休制、(3) 年間休日総数、(4) 年次有給休暇、(5) 変形労働時間制、(6) みなし労働時間制、3. 定年制等に関する事項(1) 定年制、(2) 定年後の措置、(3) 65歳以上の人が働くことができる仕組み、4. 賃金制度に関する事項(時間外労働の割増賃金率)、5. 労働費用に関する事項(1) 給与支払延べ人数、(2) 現金給与額、(3) 現物給与の費用、(4) 退職給付(一時金・年間)等の費用、(5) 法定福利費、(6) 法定外福利費、(7) 教育訓練費、(8) 募集費、(9) その他の労働費用、6. 派遣労働者関係費用等に関する事項(1) 派遣労働者関係費用、(2) 派遣労働者数の変化、(3) 派遣・請負等における代替の状況、(4) 現在派遣労働者が担当している業務の今後の予定

【調査名】 退職公務員生活状況調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年6月15日

【実施機関】 人事院事務総局給与局生涯設計課

【目的】 国家公務員の定年退職後における再任用制度の利用状況及び民間企業等への再就職など就労の状況、収入・支出等の生活状況を把握することにより、今後の職員の生涯設計に関する施策を全般的に検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和48年に開始され、以後昭和59年まで毎年実施され、その後不定期に実施されている。

なお、本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1 - 退職公務員生活状況調査 調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：平成22年12月、詳細：平成23年2月）

【備考】 今回の変更は、調査事項及び調査の実施期間の変更。

【調査票名】 1 - 退職公務員生活状況調査 調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）平成21年度の一般職国家公務員（行政機関及び特定独立行政法人）の60歳定年退職者（抽出枠）各府省から提供を受けた60歳定年退職者のデータにより作成した対象名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）5,000 （配布）郵送 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）平成22年8月1日現在 （系統）人事院 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成22年7月26日～9月24日

【調査事項】 1. 基本的事項（1）性別、（2）現在の居住地等、（3）退職時の所属府省等、（4）退職時の適用棒給表、職種、職務の級、年収、（5）勤続年数、（6）満額の退職共済年金の支給開始年齢を知った時期、2. 退職時の就労希望状況に関する事項（1）就労希望の有無、（2）就労希望理由、希望勤務形態、その理由、就労希望年齢、希望就労先、（3）再任用希望理由、再任用の希望調査の有無、再任用の可否、再任用の雇用期間、（4）再任用されなかった場合の理由、（5）再任用を希望しなかった場合又は希望後辞退した場合の理由、3. 現在の就労状況に関する事項（1）就労の有無、（2）就労していない場合の理由、（3）就労している場合の就労先、勤務形態、（4）再任用の場合の勤務官署、通勤時間、仕事内容、ポスト、（5）再任用に際して重視した事項及びその満足度、（6）再任用の場合の適用棒給表、職務の級、（7）政府関係機関・地方公共団体等又は民間企業に就労している場合の職種、仕事を探した方法、4. 家族、家計に関する事項（1）同居の家

族、扶養人数、( 2 ) 1 か月の収入、1 年間の給与収入見込み額、他の家族の1 年間の収入見込み額、( 3 ) 1 か月の支出、住居の種類、家賃又はローンの返済月額、( 4 ) 世帯の家計状況、赤字が出る場合の対応、( 5 ) 夫婦二人世帯の必要生活費、( 6 ) 退職手当の使途、( 7 ) 退職共済年金、退職手当の満足度、5 . その他( 1 ) 今後の生活における不安の内容、( 2 ) 退職前に知っておけば良かった知識等、( 3 ) 今後の高齢者雇用制度の内容、その理由

【調査名】 建築物実態調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年6月18日

【実施機関】 国土交通省総合政策局情報安全・調査課建設統計室

【目的】 着工建築物及び除却建築物の届出の実態並びに届出対象外の着工建築物及び除却建築物の実態を現地調査により把握し、住宅行政等の基礎資料とする。

【沿革】 本調査は、「建築着工統計調査」（指定統計第32号を作成するための調査）及び「建築物滅失統計調査（建築物除却統計調査）」（届出統計調査）を補完するため、両調査では把握されていない建築工事届及び建築物除却届が無届のまま新築工事・増改築工事及び除却工事が行われた建築物の実態を把握すること（漏れ調査）を目的とし、昭和32年から昭和41年までの間は3年周期で実施されてきたが、昭和41年以降は毎年実施されている。

昭和63年の調査時に、建築投資等のよりの確な推計を行うため、届出義務のない床面積の合計が10平方メートル以下の新築工事・増改築工事及び除却工事が行われた建築物も調査対象に追加することとした。

さらに建築統計の分野において未整備となっていた改装等工事を含め、既存の建築物ストックの維持・補修等を目的とした増改築・改装等工事の工事内容及び工事実施額などの実態を的確に把握することに対する統計需要が高まる中、予算的制約から、別途の新たな統計調査を創設することが困難であったため、本調査において、従来の「建築物実態調査」を行う中で捕捉した増改築・改装等工事の行われた建築物の使用主等を対象に、「増改築・改装等実態調査」の項目も併せて調査することとして、昭和63年調査から平成19年調査までは2種類の調査票により本調査は実施されてきた。

しかしながら、改装等工事など調査員による捕捉が難しく、従来の調査手法では限界が生じていたこと、住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づく施策展開を図っていく上で、増改築・改装等工事の実態をよりの確に把握する統計ニーズが高まっていることから、平成20年調査から、「増改築・改装等実態調査」は廃止し、別途、供給側である事業者からの実態を捉える新たな調査（「建築物リフォーム・リニューアル調査」（承認統計調査））を創設した。

【調査の構成】 1 - 建築物実態調査票

【公表】 非公表

【調査票名】 1 - 建築物実態調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）その他 （属性）調査実施年の前年中に建築工事に着手した建築物及び除却の工事が行われた除却建築物の使用主等（抽出枠）国勢調査区

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,126 / 540,000 （配布）

調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）調査実施前年の1月1日～12月31日（系統）国土交通省 - 都道府県 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）年（実施期日）毎年9月1日～11月15日

【調査事項】 1. 着工建築物(1)建築主の種別、(2)着工時期、(3)工事種別、(4)1棟の用途、(5)構造、(6)床面積の合計、(7)工事別、(8)住宅の種類、(9)住宅の戸数、(10)住宅の床面積の合計、2. 除却建築物(1)除却原因、(2)除却時期、(3)用途、(4)構造、(5)建築物の数、(6)住宅の戸数、(7)床面積の合計

【調査名】 中高年者縦断調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年6月18日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課

【目的】 本調査は、団塊の世代を含む全国の中高年者世代の50歳から59歳の男女を追跡して、その「健康・就業・社会活動」について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画、実施のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）を受けて実施されたものである。

同申合せは、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）の策定に伴い、平成21年度末をもって廃止されたが、本調査で把握しようとしている高齢者の行動様式等は、高齢者対策等を検討する基礎資料として、重要なものとなっており、少なくともすべての対象者が年金受給年齢に達するまでは調査の継続が必要である。

本調査は、平成17年に第1回の調査を開始して以来、今回が第6回目となる。

【調査の構成】 1 - 中高年者の生活に関する継続調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（概要：調査実施翌年の12月、詳細：調査実施翌々年の8月）

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更及び調査員調査から郵送調査に変更。

【調査票名】 1 - 中高年者の生活に関する継続調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）個人 （属性）平成17年10月末現在で50～59歳であった男女 （抽出枠）平成16年国民生活基礎調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）28,800 / 96,400 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年11月の第一水曜日 （系統）厚生労働省 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年基準日の1週間後

【調査事項】 1. 家族状況、2. 健康の状況、3. 就業の状況、4. これからの生活設計の状況、5. 社会活動等の状況、6. 住居・家計の状況、7. 配偶者の状況

【調査名】 社会福祉施設等調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年6月25日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課

【目的】 全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握して社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、統計報告調整法に基づく統計報告の徴集として、昭和31年に開始された。

昭和60年には、精密調査（3年周期）と簡易調査（中間年）に区分された。

【調査の構成】 1 - 保護施設・老人福祉施設 身体障害者社会参加支援施設等調査票 2 - 障害者支援施設等調査票 3 - 児童福祉施設等調査票 4 - 保育所調査票 5 - 障害福祉サービス等事業所票

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年翌年の9月下旬）

【備考】 今回の変更は、保護施設・老人福祉施設 身体障害者社会参加支援施設等調査票に係る報告者の属性の一部変更及びすべての調査票に係る調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 保護施設・老人福祉施設 身体障害者社会参加支援施設等調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）生活保護法による保護施設、老人福祉法による老人福祉施設、身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設、売春防止法による婦人保護施設、その他の社会福祉施設等（授産施設、有料老人ホーム等）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）10,120 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によって、9月末日現在又は9月中の実績） （系統）厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年9月下旬～10月末日

【調査事項】 1. 設置主体、2. 経営主体、3. 在所者数、4. 職種・常勤 - 非常勤別従事者数等

【調査票名】 2 - 障害者支援施設等調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）保健・医療施設 （属性）障害者自立支援法による障害者支援施設等

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）6,470 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によって、9月末日現在又は9月中の実績） （系統）厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年9月下旬～10月末日

【調査事項】 1. 設置主体、2. 経営主体、3. 在所者数、4. 職種・常勤 - 非常勤別

従事者数、5．過去1年間の退所理由・退所後の住居別退所者数、6．障害者支援施設の指定昼間実施サービスの有無・種類、7．サービスの種類別利用状況等

【調査票名】 3 - 児童福祉施設等調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)児童福祉法による児童福祉施設(保育所を除く。)母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)9,500 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在又は9月中の実績) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月下旬～10月末日

【調査事項】 1．設置主体、2．経営主体、3．在所者数、4．職種・常勤 - 非常勤別従事者数、5．過去1年間の在所期間退所理由別退所者数等

【調査票名】 4 - 保育所調査票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)保育所、へき地保育所

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)22,060 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在又は9月中の実績) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月下旬～10月末日

【調査事項】 1．設置主体、2．経営主体、3．在所者数、4．開所時間、5．職種・常勤 - 非常勤別従事者数等

【調査票名】 5 - 障害福祉サービス等事業所票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)障害者自立支援法による障害福祉サービス等事業所

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)30,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在又は9月中の実績) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月下旬～10月末日

【調査事項】 1．経営主体、2．事業の種類・事業所番号、3．サービスの提供状況、4．サービスの従事者数等

【調査名】 被保護者全国一斉調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年6月25日

【実施機関】 厚生労働省社会・援護局保護課

【目的】 生活保護法に基づく保護を受けている世帯及び保護を受けていた世帯の保護の受給状況を把握し、生活保護制度及び厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、昭和23年から毎年実施されている。

なお、本調査は、旧統計法下では「届出統計調査」として扱われてきたが、統計法の全部改正により、一般統計調査として扱われることになった。

【調査の構成】 1 - 被保護者全国一斉調査基礎調査調査票 2 - 被保護者全国一斉調査個別調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年度の翌年度の6月）

【備考】 今回の変更は、すべての調査票における調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 被保護者全国一斉調査基礎調査調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）福祉事務所

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,244 （配布）郵送・電子メール（収集）郵送・電子メール（記入）自計（把握時）毎年7月1日現在（保護廃止世帯における状況は、6月1日～6月30日）（系統）厚生労働省 - 都道府県・指定都市・中核市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年7月1日～9月10日

【調査事項】 1.被保護世帯人員、級地・単身者世帯 2人以上世帯・性・年齢階級別、  
2.被保護世帯数、世帯人員・級地・扶助の種類別、3.勤労控除適用世帯数・件数、勤労控除の状況・級地別、4.年金等受給世帯数・件数、年金等の受給状況・級地別、5.教育扶助受給人員、小学校・中学校別、6.高等学校等就学費受給人員、7.加算受給世帯数・件数、級地・加算等の状況別、  
8.借家・借間世帯数、級地・住宅の状況、実際家賃・間代階級別、9.被保護外国人世帯数、世帯人員・世帯類型・世帯主の国籍別、10.介護扶助受給者数、要介護度・在宅施設・介護サービスの種類別、11.保護廃止世帯における世帯類型、保護開始年月、廃止理由別

【調査票名】 2 - 被保護者全国一斉調査個別調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）福祉事務所

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,244 （配布）郵送・電子メール（収集）郵送・電子メール（記入）自計（把握時）毎年7月1日現在（系統）厚生労働省 - 都道府県・指定都市・中核市 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年7月1日～9月10日

【調査事項】 1. 受給開始年月、2. 保護歴の有無、3. 世帯類型、4. 保護の決定状況、5. 扶助の種類、6. 性別、7. 年齢、8. 世帯主との続柄、9. 入院(入所)等状況、10. 就労の状況、11. 就労開始年月、12. 就学の状況、13. 就労収入月額、14. 基礎控除月額、15. 障害・傷病の状況、16. 加算等の状況、17. 年金の受給状況、18. 年金月額

【調査名】 農道整備状況調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年6月25日

【実施機関】 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室

【目的】 農業の生産性向上や農産物の輸送利便性等に大きく寄与する農道の整備状況を把握し、農業農村整備の推進等に必要な資料を提供すること及び地方交付税の算定に用いることを目的とする。

【沿革】 農道の整備状況については、平成3年から、旧統計法下の届出統計調査として「農道・林道整備状況調査」が実施されていたが、平成18年の「農業資源調査」の開始に伴い、農道に係る部分のみが、同調査の一部として引き継がれた。

農業資源調査は、その開始以来、農振農用地区域の利用実態を明らかにする「農振農用地調査票」及び農道の延長距離等を把握する「農道整備状況調査票」の2票により構成されるものとして実施されてきた。

しかし、平成21年6月に成立した農地等の一部を改正する法律（平成21年12月15日施行）により、農業委員会に対して、農地の利用状況について把握することが義務付けられたことで、「農振農用地調査票」により把握していた内容については、行政記録情報等として把握できるようになり、「農振農用地調査票」に係る調査については引き続き行う必要性がなくなった。

そこで、新統計法附則第7条の経過措置期間（平成21年4月1日から1年間）の満了をもって、「農振農用地調査票」に係る調査については中止し、「農道整備状況調査票」のみを残すことになった。

これを受け、平成22年からは、調査の名称を「農業資源調査」から「農道整備状況調査」へ変更した。

【調査の構成】 1 - 農道整備状況調査調査票

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年の翌年の3月下旬）

【調査票名】 1 - 農道整備状況調査調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）地方公共団体 （属性）毎年8月1日現在で農道の存在する市町村（東京都特別区にあつては各区ごと）

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,739 （配布）郵送・オンライン・FAX （収集）郵送・オンライン・FAX （記入）自計 （把握時）毎年8月1日現在 （系統）農林水産省 - 農政事務所等 - 統計・情報センター - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年10月中旬～12月中旬

【調査事項】 1．農道延長距離、2．舗装済農道延長距離、3．農道内トンネル部延長距離、4．農道内トンネル個数、5．農道内橋梁部延長距離、6．農道内橋梁個数

【調査名】 介護サービス施設・事業所調査（平成22年承認）

【承認年月日】 平成22年6月30日

【実施機関】 厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課

【目的】 全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

【沿革】 本調査は、統計報告調整法に基づく統計報告の徴集として、平成12年から毎年実施されている。

【調査の構成】 1 - 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票 2 - 介護老人保健施設票 3 - 介護療養型医療施設票 4 - 訪問看護ステーション票 5 - 居宅サービス事業所（福祉関係）票 6 - 地域密着型サービス事業所票 7 - 居宅サービス事業所（医療関係）票 8 - 介護保険施設利用者一覧票 9 - 介護保険施設利用者個票 10 - 訪問看護ステーション利用者一覧票 11 - 訪問看護ステーション利用者個票

【公表】 インターネット及び印刷物（調査実施年翌年の10月）

【備考】 今回の変更は、すべての調査票に係る調査事項の一部変更。介護保険施設利用者一覧票、介護保険施設利用者個票、訪問看護ステーション利用者一覧票及び訪問看護ステーション利用者個票に係るオンライン調査の導入等。

【調査票名】 1 - 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）8,200 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によって、9月末日現在、9月中の実績等） （系統）厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年9月下旬～10月下旬

【調査事項】 1 . 開設主体及び経営主体、2 . 定員及び居室の状況、3 . 居住費の状況、4 . 施設サービスの状況、5 . 従事者数等

【調査票名】 2 - 介護老人保健施設票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）事業所 （属性）介護老人保健施設

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）4,500 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年10月1日現在（項目によって、9月末日現在、9月中の実績等） （系統）厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年9月下旬～10月下旬

【調査事項】 1 . 開設主体、2 . 定員及び療養室の状況、3 . 居住費の状況、4 . 施設サービスの状況、5 . 従事者数等

【調査票名】 3 - 介護療養型医療施設票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)介護療養型医療施設

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)2,300 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月下旬～10月下旬

【調査事項】 1.開設主体、2.病床数、3.病室の状況、4.居住費の状況、5.施設サービスの状況、6.従事者数等

【調査票名】 4 - 訪問看護ステーション票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)訪問看護ステーション(介護予防を含む。)

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)7,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月下旬～10月下旬

【調査事項】 1.サービスの種類・事業所番号、2.開設主体、3.加算等の届出の状況、4.9月中のサービスの提供状況、5.9月中の利用者、6.従事者数等

【調査票名】 5 - 居宅サービス事業所(福祉関係)票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)通所介護事業所(介護予防を含む。)、短期入所生活介護事業所(介護予防を含む。)、特定施設入居者生活介護事業所(介護予防を含む。)、訪問介護事業所(介護予防を含む。)、訪問入浴介護事業所(介護予防を含む。)、福祉用具貸与事業所(介護予防を含む。)、特定福祉用具販売事業所(介護予防を含む。)、介護予防支援事業所、居宅介護支援事業所

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)85,700 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月下旬～10月下旬

【調査事項】 1.サービスの種類・事業所番号、2.経営主体、3.サービスの提供状況、4.従事者数等

【調査票名】 6 - 地域密着型サービス事業所票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)認知症対応型通所介護事業所(介護予防を含む。)、認知症対応型共同生活介護事業所(介護予防を含む。)、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所(介護予防を含む。)

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)16,200 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月下旬~10月下旬

【調査事項】 1.サービスの種類・事業所番号、2.経営主体、3.サービスの提供状況、4.従事者数等

【調査票名】 7-居宅サービス事業所(医療関係)票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)短期入所療養介護事業所(介護予防を含む。)、通所リハビリテーション事業所(介護予防を含む。)

【調査方法】 (選定)全数 (客体数)12,300 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)毎年10月1日現在(項目によって、9月末日現在、9月中の実績等) (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)年 (実施期日)毎年9月下旬~10月下旬

【調査事項】 1.開設主体、2.サービスの状況、3.サービスの提供状況、4.従事者数等

【調査票名】 8-介護保険施設利用者一覧票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,600/15,000 (配布)郵送・電子メール (収集)郵送・電子メール (記入)自計 (把握時)平成22年10月1日現在 (系統)厚生労働省-民間事業者-報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成22年9月下旬~10月下旬

【調査事項】 1.性別、2.出生年月日及び要介護度

【調査票名】 9-介護保険施設利用者個票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の入所者

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)3,600/15,000 (配布)郵送・電子メール (収集)郵送・電子メール (記入)自計 (把握時)平成22年10月1日現在(項目によって、9月中の実績等) (系統)厚生

労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成22年9月下旬～10月下旬

【調査事項】 1.入・退所(院)の状況、2.要介護度、3.主傷病名、4.利用料、  
5.医療処置等の状況等

【調査票名】 10 - 訪問看護ステーション利用者一覧票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)事業所 (属性)訪問看護ステーション(介護予防を含む。)

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,700/7,000 (配布)郵送・  
電子メール (収集)郵送・電子メール (記入)自計 (把握時)平成2  
2年10月1日現在 (系統)厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成22年9月下旬～10月下旬

【調査事項】 1.性別、2.出生年月及び要介護(支援)度

【調査票名】 11 - 訪問看護ステーション利用者個票

【調査対象】 (地域)全国 (単位)個人 (属性)訪問看護ステーション(介護予防を含む。)の利用者

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)1,700/7,000 (配布)郵送・  
電子メール (収集)郵送・電子メール (記入)自計 (把握時)平成2  
2年10月1日現在(項目によって、9月中の実績等) (系統)厚生労働  
省 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)3年 (実施期日)平成22年9月下旬～10月下旬

【調査事項】 1.適用法等、2.指示書の種類、3.要介護度、4.主傷病名、5.利  
用料、6.訪問看護等の状況等

## 届出統計調査の受理

### (1) 新規

【調査名】 住宅用火災警報器設置率調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月4日

【実施機関】 鳥取県防災局消防チーム

【目的】 平成23年6月から鳥取県内の既存住宅についても義務化される住宅用火災警報器の市町村別の普及率を調査し、各市町村の普及啓発への取り組みを促進させる。

【調査の構成】 1 - 住宅用火災警報器普及率調査票

【調査票名】 1 - 住宅用火災警報器普及率調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域 （単位）世帯 （属性）一般世帯 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）6,000 / 208,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年5月10日現在 （系統）鳥取県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年5月10日～6月18日

【調査事項】 1. 居住している市町村、2. 住宅の所有関係、3. 住宅の建て方、4. 住宅用火災警報器の設置状況、5. 義務化についての認知度、6. 義務化を知ったツール、7. 設置に至った経緯、8. 今後の購入予定等

【調査名】 東京の中小企業の現状に関するアンケート調査（サービス産業編）  
（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月4日

【実施機関】 東京都産業労働局商工部調整課

【目的】 本調査は、東京都産業労働局商工部調整課が「東京の中小企業の現状」を作成するために実施する。「東京の中小企業の現状」は、東京都内に立地する中小企業の経営実態を実証的に把握し、経営活動と経営環境に対する認識状況等の分析を通じて、都内で経営を維持発展させていくための経営課題等を抽出するとともに、産業振興のための課題を検討することを目的とする。今年度はサービス産業を対象として作成する。

【調査の構成】 1 - 東京の中小企業の現状に関するアンケート調査票

【調査票名】 1 - 東京の中小企業の現状に関するアンケート調査票

【調査対象】 （地域）東京都内全域（島しょを除く）（単位）事業所（属性）サービス業に属する常用雇用者100人以下の事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果から、以下の条件により抽出（1．経営組織、2．本所、支所の別、3．常用雇用者規模、4．資本金額規模、5．産業分類）

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）10,000/93,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）6月30日時点（系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）3年（実施期日）平成22年7月5日～7月22日

【調査事項】 1．回答企業の属性（事業者規模、創業年、資本金、業種等）2．創業（経緯、事業承継等）3．売上高等の業績（売上高、経常損益等）4．顧客状況（顧客の件数、売上依存度等）5．事業・経営（広告宣伝手法、事業活動上の課題等）6．競争戦略と事業の連携（他社との競争の状況、企業連携の状況、独自サービス・製品の有無等）7．人材（過不足状況、人材採用等）8．環境問題への取組み（取組み、課題等）9．立地環境、10．金融（立地するメリット等）11．その他

【調査名】 なら健康長寿基礎調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月7日

【実施機関】 奈良県健康福祉部健康づくり推進課

【目的】 奈良県民の食生活や運動習慣の状況については、これまで各種調査が行われているが、県民が日常生活の中で取り組まれている活動や健康情報の把握の実態等、県民の健康生活実態については殆ど把握されていない。

県民の日常生活の中での健康づくりの取り組み(わたしの健康づくり)の実態や健康に対する意識等を把握することにより、今後の健康づくり対策を推進するための基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - なら健康長寿基礎調査 調査票

【調査票名】 1 - なら健康長寿基礎調査 調査票

【調査対象】 (地域)奈良県全域 (単位)個人 (属性)満20歳以上の奈良県民 (抽出枠)住民基本台帳

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)6,000/1,398,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成22年7月30日現在 (系統)奈良県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成22年7月30日～8月16日

【調査事項】 1. 報告者に関する基本情報(1)年齢、(2)性別、(3)身長、(4)体重、(5)居住地、(6)職業、(7)健康状態等、2. 健康づくりの取り組み状況、3. 医療と健康受診状況

【調査名】 大学教育に関するアンケート調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月7日

【実施機関】 長野県企画部企画課

【目的】 大学教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学教育に関する県民及び県内企業のニーズを把握するためのアンケート調査を行い、長野県短期大学の将来構想を検討するための参考資料とする。

【調査の構成】 1 - 大学教育に関するアンケート調査 調査票（企業用）

【調査票名】 1 - 大学教育に関するアンケート調査 調査票（企業用）

【調査対象】 （地域）長野県全域 （単位）企業 （属性）常用雇用10人以上を雇用する企業 （抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査 調査区別民営事業所漢字リスト

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000 / 21,070 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年7月6日～7月20日 （系統）長野県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年7月6日～7月20日

【調査事項】 1. 長野県短期大学の必要性、2. 四年制大学化する場合の学部等、3. 新規採用者の学歴、4. 不足している人材分野、5. 今後採用したい職種等

【調査名】 生物多様性に関する企業アンケート調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月11日

【実施機関】 神戸市環境局環境創造部環境評価共生推進室

【目的】 生物多様性神戸戦略策定のために企業の取り組み状況のほか、企業の意識や施策への要望等を確認し、これらを戦略づくりの基礎資料として活用する。

【調査の構成】 1 - 生物多様性に関する企業アンケート調査 調査票

【調査票名】 1 - 生物多様性に関する企業アンケート調査 調査票

【調査対象】 （地域）神戸市全域 （単位）企業 （属性）グリーンカンパニーネットワーク（神戸市が制定した環境保全協定の締結事業者）（抽出枠）グリーンカンパニーネットワーク加盟事業者名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）133 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年6月15日～6月30日 （系統）神戸市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年6月30日

【調査事項】 1．フェイス項目、2．生物多様性や自然環境の保全に関する事項、3．生物多様性の内容や言葉に関する事項、4．自由意見

【調査名】 高齢者の生活についてのアンケート（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月11日

【実施機関】 神戸市保健福祉局高齢福祉部介護保険課

【目的】 高齢者が地域で安心して生活を続けていくための生活支援ニーズを把握・分析するための参考資料にするため。

【調査の構成】 1 - 高齢者の生活についてのアンケート 調査票

【調査票名】 1 - 高齢者の生活についてのアンケート 調査票

【調査対象】 （地域）神戸市内一部地域（長田区内の1小学校区）（単位）個人（属性）介護保険被保険者（65歳以上、第1号被保険者）

【調査方法】 （選定）全数（客体数）2,500（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年6月1日現在（系統）神戸市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成22年6月15日～7月25日

【調査事項】 1．世帯構成に関する事項、2．介護認定に関する事項、3．日常生活における困りごとに関する事項、4．ボランティア支援に関する事項

【調査名】 大阪における雇用実態把握調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月11日

【実施機関】 大阪府商工労働部雇用推進室労政課

【目的】 大阪における労働力の実態把握、雇用のミスマッチの要因分析及び求人・求職市場の需給状況分析を行うために、以下の調査を行う。

1.大阪府の実情を反映できるように標本抽出を行った上で、大阪版労働力調査票により、大阪府民の就業・不就業の実態を明らかにする（総務省において労働力調査を実施しているが、当該調査は地域ブロック別に表章するための標本抽出を行っており、大阪府の実態を反映する標本抽出となっていないため）。

2.企業の求人状況と労働者の職業選択行動、就労意識等のミスマッチの状況や要因を明らかにするため、（1）企業アンケート調査（人事担当者用）調査票では、企業の求人行動について、（2）企業アンケート調査（雇用者用）調査票では、企業で働く者の職業選択行動、就労意識等について、（3）求職者に対するアンケート調査調査票では、求職者の求職行動、就労意識等について、それぞれ把握する。

【調査の構成】 1 - 大阪版労働力調査 調査票 2 - 企業アンケート調査 調査票（人事担当者用） 3 - 企業アンケート調査 調査票（雇用者用） 4 - 求職者に対するアンケート調査 調査票

【調査票名】 1 - 大阪版労働力調査 調査票

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）世帯 （属性）世帯 （抽出枠）国勢調査標本調査基礎資料

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,700/3,654,293 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）毎月末日（12月は26日）就業常態については、毎月の末日に終わる1週間（12月は20日～26日）ただし、平成22年7月～23年6月までの期間に限る。（系統）大阪府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）毎月（平成22年7月～23年6月までの期間に限る。）（実施期日）調査実施月の翌月の3日（12月分は12月29日）

【調査事項】 1.15歳以上の世帯員について、2.就業者について、3.完全失業者について、4.非労働力人口について、5.前職のある者について

【調査票名】 2 - 企業アンケート調査 調査票（人事担当者用）

【調査対象】 （地域）大阪府全域 （単位）事業所及び企業 （属性）1.日本標準産業分類（平成18年事業所・企業統計調査実施時点のもの）に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運

輸業」、「卸売、小売業」、「金融、保険業」、「不動産業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」又は「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、従業員（常用雇用者）が30人以上の会社企業の本所・単独事業所、2 .老人福祉施設、児童福祉施設等の福祉関連事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査事業所名簿、平成20年社会福祉施設名簿

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）7,000/15,896（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年7月1日現在（系統）大阪府 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成22年7月26日～8月10日

【調査事項】1.最近の経営状況について、2.求人の現状について

【調査票名】3 - 企業アンケート調査 調査票（雇用者用）

【調査対象】（地域）大阪府全域（単位）個人（属性）1.日本標準産業分類（平成18年事業所・企業統計調査実施時点のもの）に掲げる大分類「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売、小売業」、「金融、保険業」、「不動産業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」又は「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、従業員（常用雇用者）が30人以上の会社企業の本所・単独事業所に雇用される者、2.老人福祉施設、児童福祉施設等の福祉関連事業所に雇用される者

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）35,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年7月1日現在（系統）配布：大阪府 - 民間事業者 - 事業所 - 報告者、回収：報告者 - 大阪府

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成22年7月26日～8月10日

【調査事項】1.現在のお仕事について、2.求職活動・入職時の状況について、3.仕事に対するお考えについて、4.あなたご自身について

【調査票名】4 - 求職者に対するアンケート調査 調査票

【調査対象】（地域）大阪府全域（単位）個人（属性）大阪府内ハローワークで求職活動をしている求職者、大阪府内のJOBカフェで求職活動をしている求職者、大阪府内の地域就労支援センターで求職活動をしている求職者

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）3,000（配布）その他（ハローワーク相談員、JOBカフェ相談員、地域就労支援センター相談員、カウンセラー等）（収集）その他（ハローワーク相談員、JOBカフェ相談員、地域就労支援センター相談員、カウンセラー等）（記入）自計（把握時）

平成22年7月26日～8月31日の間の任意の一日（系統）大阪府 - 民間事業者 - ハローワーク - 報告者、大阪府 - 民間事業者 - JOBカフェ - 報告者、大阪府 - 民間事業者 - 地域就労支援センター - 報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成22年7月26日～8月31日

【調査事項】 1．求職活動の状況について、2．仕事に対する考えについて、3．前職について（直近にしていた仕事）、4．あなたご自身について

【調査名】 環境に配慮した輸配送に係るアンケート調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月15日

【実施機関】 愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室、名古屋市環境局地域環境対策部大気環境対策課

【目的】 事業所における物流に関する環境配慮行動等を把握し、今後の自動車環境対策の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 環境に配慮した輸配送に係るアンケート調査票

【調査票名】 1 - 環境に配慮した輸配送に係るアンケート調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）事業所 （属性）「金融，保険業」、「不動産業」、「医療，福祉」、「教育，学習支援業」を除く産業に属する、従業員規模10人以上の事業所 （抽出枠）事業所・企業統計調査及び工業統計調査の事業所データ

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）10,000 / 61,998 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年7月現在 （系統）愛知県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年7月下旬～8月中旬

【調査事項】 1．輸配送の実態に係る事項、2．環境配慮行動に係る事項

【調査名】 知多半島観光圏推進観光客実態調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月16日

【実施機関】 愛知県産業労働部観光コンベンション課観光振興グループ

【目的】 愛知県知多半島地域で推進している国の観光圏整備事業を推進するために必要な基礎データを収集するため。

【調査の構成】 1 - 知多半島観光圏推進観光客実態調査

【調査票名】 1 - 知多半島観光圏推進観光客実態調査

【調査対象】 （地域）愛知県知多半島全域（東海市、大府市、知多市、常滑市、半田市、東浦町、阿久比町、武豊町、美浜町、南知多町）（単位）個人（属性）原則として20歳以上の日本人男女（抽出枠）平成20年愛知県観光レクリエーション統計の知多地区年間入込み者数

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）27,550 / 27,990,000（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）平成22年7月17日～9月30日（系統）愛知県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成22年7月17日～9月30日

【調査事項】 1．住所、2．性別、3．年齢、4．知多半島への来訪回数、5．旅行の形態、6．目的、7．移動交通手段及び決定要因、8．知多半島を選んだ理由、9．立ち寄る施設の数、10．知多半島で知っている観光資源、11．宿泊を伴うかどうか、12．旅行参加者一人当たりの旅行費用、13．知多半島の満足度、14．再来訪の意向、15．みやげ話の有無、16．旅行中の食事、17．魅力に思う食材、18．土産の有無、19．参加したいツアー、20．知多半島への春季節の旅行形態、21．知多半島のイメージ、22．知多半島の観光に対する希望及び意見

【調査名】 兵庫県における職域のがん検診実態調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月17日

【実施機関】 兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課

【目的】 職域におけるがん検診の受診者数、検査項目、実施方法等を調査し、職域におけるがん検診の実態を把握する。

【調査の構成】 1 - 兵庫県における職域のがん検診実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 兵庫県における職域のがん検診実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）兵庫県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類（平成18年事業所・企業統計調査実施時点のもの）に掲げる大分類S（分類不能の産業）以外に属する事業所のうち、従業者規模数50人以上の事業所（抽出枠）平成18年度事業所・企業統計名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）6,670 （配布）郵送 （収集）郵送（記入）自計（把握時）平成21年4月1日～平成22年3月31日（系統）兵庫県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年7月10日～7月31日

【調査事項】 1 .事業所の属性(所在地、従業員数、正社員数、業種、医療保険の種類)  
2 .がん種別の検診実施状況(5種類のがん検診及び肝炎ウイルス検査)(1)検診実施状況、(2)特定健診とのセットでの実施状況、(3)受診対象者、受診対象人数、平成21年度受診者数、(4)検診の実施場所、受診の時間帯(正社員及びその被扶養者) 3 .受診結果通知、要精密検査該当者への受診勧奨等の実施状況(1)検診結果の把握の有無、(2)精密検査の受診勧奨等の実施方法等、4 .がん検診受診率向上の取組状況(1)取組状況の有無、積極的に取り組む(取り組まない)理由、(2)独自事業、特に力を入れている事業、5 .その他(県や市町への要望)

【調査名】 債券市場（ＣＬＯ）参加企業アンケート調査（平成２２年届出）

【受理年月日】 平成２２年６月１７日

【実施機関】 東京都産業労働局金融部金融課

【目的】 債券市場過去参加企業にアンケート調査し、今後の債券発行に向けて及び過去参加企業のフォローアップのための基礎データとするとともに、関係自治体、関係金融機関、中小企業及び投資家に対して情報提供する。

【調査の構成】 １ - 債券市場（ＣＬＯ）参加企業アンケート調査

【調査票名】 １ - 債券市場（ＣＬＯ）参加企業アンケート調査

【調査対象】 （地域）東京都全域 （単位）企業 （属性）債券市場（ＣＬＯ）参加企業（過去３年間） （抽出枠）参加企業リスト

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）１，１００ （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）記入日現在（調査実施期間：６月下旬～７月上旬）（系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年６月下旬～７月上旬

【調査事項】 １．今回のＣＬＯ（ローン担保証券）について、２．資金調達について、３．その他（相談窓口等）

【調査名】 コンテンツ産業の人材育成等に係る実態調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月18日

【実施機関】 東京都産業労働局商工部調整課

【目的】 アニメや映画など日本文化に対する注目が集まる中、コンテンツ産業を担う企業の多くが東京に集積し、クオリティの高い作品が作られている。

こうした産業におけるコアコンピタンスは、プロデューサーやクリエイター等の人材の存在であり、高い能力を有する人材育成や採用等が求められている。

そこで、本調査では、コンテンツ産業における人材育成や人材確保に係る現状や課題を明らかにし、施策の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - コンテンツ産業の人材育成等に係る実態調査

【調査票名】 1 - コンテンツ産業の人材育成等に係る実態調査

【調査対象】 （地域）東京都全域（島しょを除く。）（単位）事業所（属性）映像・音声・文字情報制作業に属する常用雇用者5人以上99人以下の事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査結果から、以下の条件により抽出（1．経営組織、2．本所・支所の別、3．常用雇用者規模、4．資本金額規模、5．産業分類）

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）3,000/4,500（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年6月30日現在（系統）東京都 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）一回限り（実施期日）平成22年7月20日～8月6日

【調査事項】 1．企業概要（創業年、資本金、事業内容、売上高、業績、従業員数、所属する業界団体等）、2．人材の確保状況（採用状況、採用の取組み、人材確保の課題等）、3．人材の育成状況（育成方法、育成状況、人材育成の課題、人材の定着状況等）、4．公的な企業支援（希望する行政支援、意見等）

【調査名】 平成22年獣医師免許を有する者の給与等に関する調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月18日

【実施機関】 佐賀県人事委員会事務局給与担当

【目的】 全国の民間企業に勤務する獣医師免許を有する者の給与等の実情を調査し、佐賀県の獣医師職員の処遇のあり方の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 獣医師免許を有する者の給与等に関する調査票

【調査票名】 1 - 獣医師免許を有する者の給与等に関する調査票

【調査対象】 （地域）全国 （単位）企業・団体・事業所 （属性）1．社団法人佐賀県獣医師会に所属する獣医師が在職する企業・団体（佐賀県を除く。）2．平成22年職種別民間給与実態調査の対象事業所（企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の佐賀県内企業）の中の医薬品製造業及び食料品（畜産関係）製造業の事業所の本社、3．獣医学科のある国公立大学（全国16大学）のホームページに平成22年5月21日時点で掲載されていた卒業生の就職先のうち住所が確認できた企業・団体

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）271 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年4月現在 （系統）佐賀県人事委員会 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年7月14日～7月30日

【調査事項】 1．獣医師免許を必要とする職種の有無、2．獣医師免許を必要とする職種の業務内容、3．獣医師免許を有する者の採用試験の方法、4．獣医師免許を有する者の採用状況（平成22年4月現在）、5．平成22年4月時点の新卒採用者、新卒採用後5年目、新卒採用後10年目の獣医師免許を有する者に支給する基本給及び手当（獣医師手当、資格手当等）の額、6．平成22年4月新卒採用者の5年経過後、10年経過後の想定される基本給及び手当の額、7．初任給の決定方法、8．初任給以外の手当の支給状況

【調査名】 8020達成サポート事業調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月21日

【実施機関】 愛知県健康福祉部健康担当局健康対策課

【目的】 高齢者の口腔と健康長寿の関連を明らかにするため、一次調査（平成22年度愛知県高齢者の歯と口と健康寿命の事前調査）として満80歳の愛知県民を無作為抽出し、郵送法により調査協力の意思確認や現況把握を行う。二次調査（愛知県高齢者の歯と口と健康寿命の調査票）として、報告者が希望した歯科診療所へ来院し、食生活や生活習慣の状況調査及び口腔内診査を行う。来院が困難な者には、歯科医が家庭や施設へ訪問して調査を行う。

【調査の構成】 1 - 平成22年度愛知県高齢者の歯と口と健康寿命の事前調査 調査票  
2 - 愛知県高齢者の歯と口と健康寿命の調査票

【調査票名】 1 - 平成22年度愛知県高齢者の歯と口と健康寿命の事前調査 調査票

【調査対象】 （地域）名古屋地区（東区、中川区、天白区）、尾張地区（稲沢市、春日井市、瀬戸市、半田市）、三河地区（安城市、豊橋市、一色町）（単位）個人（属性）調査地区の昭和5年1月1日～10月31日生まれの愛知県民（抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）500/10,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）平成22年7月1日現在（系統）愛知県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）不定期（実施期日）平成22年7月10日～7月31日

【調査事項】 1. 全身の健康状況、2. 歯の状況

【調査票名】 2 - 愛知県高齢者の歯と口と健康寿命の調査票

【調査対象】（地域）名古屋地区（東区、中川区、天白区）、尾張地区（稲沢市、春日井市、瀬戸市、半田市）、三河地区（安城市、豊橋市、一色町）（単位）個人（属性）調査地区の昭和5年1月1日～10月31日生まれの愛知県民

【調査方法】（選定）全数（客体数）250（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）平成22年7月1日現在（系統）愛知県 - 民間事業者 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）不定期（実施期日）平成22年9月上旬～10月末日

【調査事項】 1. 歯の状況、2. 食生活に関する状況、3. 生活習慣に関する状況、4. 人生の志向性に関する考え方

【調査名】 愛知県の知的財産戦略にかかる基礎調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月21日

【実施機関】 愛知県産業労働部新産業課

【目的】 愛知県の知的財産戦略策定の参考とするため、緊急雇用創出事業基金事業を活用し、特許等の出願実績のある県内企業を対象に、県内における知的財産の動向、知的財産に対する企業の意識等を把握する。

【調査の構成】 1 - 企業/事業所向けアンケート調査票

【調査票名】 1 - 企業/事業所向けアンケート調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）企業、事業所 （属性）愛知県内に所在する企業、事業所 （抽出枠）特許電子図書館（独立行政法人工業所有権情報・研修館）の検索により抽出

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）3,000 / 12,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年7月1日現在 （系統）愛知県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）一回限り （実施期日）平成22年7月5日～8月5日

【調査事項】 1. 知的財産権への取組、知的財産に関する組織体制、知的財産の取扱方針、2. 知的財産に関するトラブル、海外における知的財産の保有状況、3. 知的財産の活用・流通、4. 愛知県や公的機関の施策について、5. 事業所名、住所、業種、主な事業等、資本金、従業員数、直近売上高、研究開発比率、6. 知的財産保有件数

【調査名】 一般廃棄物実態調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月21日

【実施機関】 三重県環境森林部ごみゼロ推進室

【目的】 本調査は三重県内の全市町及びNPO団体等に対し、ごみ減量化に関する現状を継続的に調査し、ごみ減量やリサイクルに関する取組状況の変化を把握することで、今後の効果的な施策を検討する際の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 一般廃棄物実態調査（市町ごみ処理状況調査） 2 - 一般廃棄物実態調査（NPO等団体アンケート）

【調査票名】 1 - 一般廃棄物実態調査（市町ごみ処理状況調査）

【調査対象】 （地域）三重県全域 （単位）市町 （属性）市町

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）29 （配布）オンライン （収集）オンライン （記入）自計 （把握時）調査実施年度の前年度の4月1日～調査実施年度の7月下旬（一部の調査項目については、平成14年度以降及び調査実施年度の3年度前～1年度前の実績）（系統）三重県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年7月下旬～8月下旬

【調査事項】 1．事業系ごみの総合的な減量化の推進状況（事業系ごみ処理システムの再構築、事業系ごみの発生・排出抑制、事業系ごみの再利用の推進）、2．リユースの推進状況（不用品の再使用の推進、リターナブル容器の普及促進、リースやレンタルの推進、モノの長期使用の推進）、3．容器包装ごみの減量・再資源化状況（容器包装リサイクル法への対応、容器包装の削減・簡素化の推進）、4．生ごみの再資源化状況（生ごみの堆肥化・飼料化・生ごみのエネルギー利用）、5．産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進状況（ローカルデポジット制度の導入、障害者や高齢者等のごみゼロ活動への参画促進、ごみゼロに資する地域活動の活性化促進、民間活力を生かす拠点回収システムの構築、埋立ごみの資源としての有効利用の推進）、6．公正で効率的なごみ処理システムの構築（ごみ処理の有料化等経済的手法の活用、廃棄物会計・LCAの活用促進、地域密着型資源物回収システムの構築、地域のごみ排出特性を踏まえたごみ行政の推進）、7．ごみ行政への県民参画と協働の推進状況（住民参画の行動計画づくり、レジ袋削減・マイバッグ運動の展開、ごみゼロに資するNPO、ボランティア等の活動推進、情報伝達手段の充実及び啓発・PR強化）、8．ごみゼロ社会を担うひとづくり・ネットワークづくり（環境学習・環境教育の充実、ごみゼロ推進のリーダーの育成と活動支援）

【調査票名】 2 - 一般廃棄物実態調査（NPO等団体アンケート）

【調査対象】 （地域）三重県全域 （単位）団体 （属性）三重県が認証したNPO法人が記載されている名簿のうち定款から「環境」に関連すると判断した団体及び地域ごみゼロ交流会参加者等協力団体名簿（これまで地域ごみゼロ交流会など「ごみゼロ」の取組への協力団体のリスト）に掲載されている協力団体等 （抽出枠）三重県が認証したNPO法人が記載されている名簿及び地域ごみゼロ交流会参加者等協力団体名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）200 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年7月下旬現在 （系統）

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年7月下旬～8月下旬

【調査事項】 1 .ごみの減量やリサイクルの取組内容、2 .ごみ減量化の連携相手、3 .ごみの減量化やリサイクル以外の環境取組内容

【調査名】 労働関係総合実態調査(各種休暇制度等実態調査)(平成22年届出)

【受理年月日】 平成22年6月28日

【実施機関】 山口県商工労働部労働政策課

【目的】 山口県内の民間企業の各種休暇の付与・取得状況及び時短への取り組み等の実態を総合的に把握し、労働行政の基礎資料とすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 労働関係総合実態調査 調査票

【調査票名】 1 - 労働関係総合実態調査 調査票

【調査対象】 (地域)山口県全域 (単位)事業所 (属性)日本標準産業分類に掲げる大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属し、常用雇用する労働者の数が5人以上の民営事業所(抽出枠)平成18年事業所・企業統計調査名簿

【調査方法】 (選定)無作為抽出 (客体数)2,000/26,100 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)平成22年9月30日現在 (系統)山口県 - 報告者

【周期・期日】 (周期)5年 (実施期日)平成22年9月27日~11月1日

【調査事項】 1.企業の概要、2.事業所の概要、3.年間休日について、4.週休2日制について、5.特別休暇について、6.育児・介護休業について、7.年次有給休暇について、8.労働時間制度について

## (2) 変更

【調査名】 企業・事業所行動調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月4日

【実施機関】 岩手県政策地域部調査統計課

【目的】 県民、企業・事業所、各種団体、行政の適切な役割分担という観点から、「いわて県民計画」に掲げる企業・事業所の役割に関して、企業・事業所がどの程度行動あるいは実践しているかなどを把握し、その割合を一層高めていくための施策評価や施策の企画・立案等に活用する。

【調査の構成】 1 - 企業・事業所行動調査調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 企業・事業所行動調査調査票

【調査対象】 （地域）岩手県全域 （単位）事業所 （属性）岩手県内に所在する企業・事業所1,000社（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査の事業所名簿

【調査方法】 （選定）有意抽出（客体数）1,000/12,234（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）調査実施年の7月現在（系統）岩手県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】（周期）2年（実施期日）調査実施年の7月上旬～8月上旬

【調査事項】 1. 他企業等との共同研究や他業種との異業種交流の取組状況、2. 正社員の雇用状況、3. 若年者のキャリア形成の取組状況、4. 企業・事業所内における喫煙対策の状況、5. 従業員の子育て支援に対する取組状況、6. 育児・介護休業などへの取組状況、7. 地域で行う子育て支援サービスに関する取組状況、8. ひとにやさしいまちづくりへの取組状況、9. 障がい者の雇用促進への取組状況、10. 障がい者就労支援事業所に対する物品・サービスの発生状況、11. 地域ぐるみでの防災対応力の向上の取組状況、12. 犯罪被害防止や犯罪防止に関する取組状況、13. 交通安全対策の推進に関する取組状況、14. 企業・事業所が自ら行う社会貢献活動の状況、15. 従業員が行うNPO・ボランティア活動への支援状況、16. 従業員が行う文化芸術活動への支援状況、17. 職場における女性の登用状況、18. 留学生の雇用状況、19. 省エネや大気・水質等の汚染防止に関する取組状況、20. 廃棄物の減量化、適正処理に関する取組状況、21. 企業・事業所内における環境保全の取組状況

【調査名】 賃金等調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月4日

【実施機関】 福岡県福祉労働部労働局労働政策課

【目的】 福岡県内の民営事業所に雇用される常用従業員及びパートタイム労働者の平均賃金等労働条件の実態及び賃上げの状況を明らかにすることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 賃金等調査票1 2 - 賃金等調査票2

【備考】 今回の変更は、すべての調査票に係る調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 賃金等調査票1

【調査対象】 （地域）福岡県全域 （単位）事業所 （属性）従業者数30人以上の民営事業所 （抽出枠）事業所・企業統計調査の事業所名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,200/11,536 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年7月31日現在又は7月1か月間 （系統）福岡県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年7月上旬～9月下旬

【調査事項】 1. 7月の従業員の支給賃金金額等、2. モデル退職金、3. 諸手当の支給状況、4. モデル賃金、5. 新規学卒者の初任給、6. 週休制の形態（「モデル退職金」、「諸手当の支給状況」及び「モデル賃金」については、交代で調査事項とする。（平成22年は、「諸手当の支給状況」を調査）

【調査票名】 2 - 賃金等調査票2

【調査対象】 （地域）福岡県全域 （単位）事業所 （属性）従業者数30人以上の民営事業所 （抽出枠）事業所・企業統計調査の事業所名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）1,200/11,536 （配布）郵送 （取集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年7月31日現在又は7月1か月間 （系統）福岡県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年7月上旬～9月下旬

【調査事項】 1. 春季賃上げ要求・妥結状況、2. 夏季一時金要求・妥結状況、3. 年末一時金要求・妥結状況

【調査名】 宮城県県民健康・栄養調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月9日

【実施機関】 宮城県保健福祉部健康推進課

【目的】 宮城県民の健康づくりに関する意識や食生活、運動等に関する実態や課題を把握し、「みやぎ21健康プラン」の目標値の達成度を評価するとともに、次期計画の基礎データとし、県民が生涯を通じて健康で自立した生活を送れるよう、県の健康づくり施策に反映させる。

【沿革】 平成12年においては、「宮城県県民健康栄養調査」（健康意識調査票、身体状況調査票及び栄養摂取状況調査票で構成）として実施されたが、平成17年は、県民健康調査票のみによる実施となったことから、「宮城県県民健康調査」として実施された。

そして、平成22年は、県民健康調査票及び栄養摂取状況調査票による実施になったことから、「宮城県県民健康・栄養調査」に名称が変更された。

なお、5年周期で行われる本調査とは別に、平成18年に、「宮城県県民健康・栄養調査」（平成22年と同名称）の調査が、1回限りで実施されている。

【調査の構成】 1 - 県民健康調査票 2 - 栄養摂取状況調査票

【備考】 今回の変更は、栄養摂取状況調査票を追加し、調査名を「宮城県県民健康・栄養調査」に変更するとともに、調査対象の範囲を、県の一部の市町から、県の全域に拡大する等の変更。

【調査票名】 1 - 県民健康調査票

【調査対象】 （地域）宮城県全域 （単位）個人 （属性）満20歳以上の住民（抽出枠）平成22年国民生活基礎調査の対象地区の中から調査地区を選定

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,600 / 1,800,000 （配布）郵送 （収集）調査員 （記入）自計 （把握時）平成22年10月～11月の任意の一日 （系統）調査票の配布：宮城県 - 報告者、調査票の回収：[仙台市の区域] 報告者 - 調査員 - 宮城県、[仙台市以外の区域] 報告者 - 調査員 - 保健所 - 宮城県

【周期・期日】 （周期）5年 （実施期日）平成22年9月30日～12月24日

【調査事項】 1.性別、年齢、身長及び体重、2.健康状態、3.身体活動・運動、4.食生活の状況、5.歯科医療、6.休養、7.アルコール、8.たばこ、9.医療等の受診状況等

【調査票名】 2 - 栄養摂取状況調査票

【調査対象】 （地域）宮城県全域 （単位）個人 （属性）満1歳以上の全住民（抽出枠）平成22年国民生活基礎調査の対象地区の中から調査地区を選定

- 【調査方法】（選定）無作為抽出（客体数）850 / 2,300,000（配布）  
調査員・職員（収集）調査員・職員（記入）自計（把握時）平成22  
年10月～11月の任意の一日（系統）仙台市の区域：宮城県 - 調査員 -  
報告者、仙台市以外の区域：宮城県 - 保健所 - 報告者
- 【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成22年9月30日～12月24日
- 【調査事項】1．世帯状態、食事状況、食物摂取状況、2．運動量調査（1日の歩行数）  
（2については満15歳以上の居住者のみ。）

【調査名】 高齢社会に関する愛知県高齢者調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月10日

【実施機関】 愛知県健康福祉部健康担当局健康対策課

【目的】 健康づくり施策に関する愛知県民の状況やニーズを把握するとともに、施策の目標の達成状況など愛知県と全国平均との水準比較を行うなどして、施策の見直しに活用する。

【調査の構成】 1 - 平成22年度高齢社会に関する愛知県高齢者調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。郵送調査から調査員調査への変更及び調査の実施期間を約半月前倒し。

【調査票名】 1 - 平成22年度高齢社会に関する愛知県高齢者調査 調査票

【調査対象】 （地域）愛知県全域 （単位）個人 （属性）満60歳以上の者 （抽出枠）国勢調査調査地区、選挙人名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000 / 2,020,000 （配布）調査員 （収集）調査員 （記入）他計 （把握時）毎年8月1日現在 （系統）愛知県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年7月16日～8月31日

【調査事項】 1 . 高齢社会に向けた様々な観点での状況や取組みの現状、2 . 生きがいや地域活動参加に関する行政への期待など

【調査名】 三重県内事業所賃金等実態調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月10日

【実施機関】 三重県生活・文化部勤労・雇用支援室

【目的】 三重県内の企業のうち調査対象とする規模の事業所における賃金及び福利厚生・休暇制度を始め労働条件や職場における労働環境を調査し、事業所に提供することにより、労使間における労働問題の解決への支援とするとともに、勤労福祉行政の推進に係る基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】 1 - 平成22年度三重県内事業所賃金等実態調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査事項の一部変更。

【調査票名】 1 - 平成22年度三重県内事業所賃金等実態調査 調査票

【調査対象】 （地域）三重県全域 （単位）事業所 （属性）三重県内に所在する日本標準産業分類の大分類が、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属し、常用従業者数10人以上300人未満の事業所（ただし、経営組織が個人経営、独立行政法人、法人でない団体を除く。）（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）2,000/12,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）毎年7月31日現在 （系統）三重県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）年 （実施期日）毎年8月末日

【調査事項】 1.労働時間・休日休暇、研修制度等について、2.新規学卒者の採用について、3.モデル賃金について、4.定年制、退職金制度について、5.常用労働者の賃金について

【調査名】 神戸市内景況・雇用動向調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月14日

【実施機関】 神戸市産業振興局庶務課

【目的】 神戸市内経済の景況及び雇用動向を把握するため。

【調査の構成】 1 - 第11回神戸市内景況・雇用動向調査票

【備考】 今回の調査は、第11回の調査であり、今回の変更は、調査事項及び調査の実施期間等の変更。

【調査票名】 1 - 第11回神戸市内景況・雇用動向調査票

【調査対象】 （地域）神戸市全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の「建設業」、「製造業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に属する従業員5名以上の神戸市内に本社が所在する企業（抽出枠）委託事業者が保有する企業名簿に産業振興局が規模・業種等の情報を基に訂正を加えたもの

【調査方法】 （選定）有意抽出 （客体数）1,000/16,539 （配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）7月15日～7月29日（系統）神戸市 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）半年 （実施期日）7月15日～7月29日

【調査事項】 1．景況雇用動向に関する事項、2．情報通信技術の利用状況に関する事項、3．地域福祉活動に関する事項、4．事業計画に関する事項

【調査名】 新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月21日

【実施機関】 新潟県産業労働観光部労政雇用課、新潟市経済・国際部雇用対策課

【目的】 新潟県内の民間事業所に雇用されている労働者の賃金、労働時間、休日等労働条件の事態を明らかにし、労務管理の改善、労使関係の安定化のための基礎資料とすること。

【調査の構成】 1 - 新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票（事業所票） 2 - 新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票（個人票）

【備考】 今回の変更は、調査事項及び調査の実施期間の変更。

【調査票名】 1 - 新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票（事業所票）

【調査対象】 （地域）新潟県全域 （単位）事業所 （属性）日本標準産業分類の「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者を10人以上雇用する事業所（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）4,000/16,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）毎年7月31日現在（系統）配布：（新潟市以外）新潟県 - 報告者、（新潟市）新潟県 - 新潟市 - 報告者、回収：（新潟市以外）報告者 - 新潟県地域振興局 - 新潟県、（新潟市）報告者 - 新潟市 - 新潟県

【周期・期日】 （周期）年（実施期日）毎年7月31日～8月31日

【調査事項】 1．企業全体の現況（1）企業全体の常用労働者数、（2）資本金又は出資金、2．事業所の現況（1）労働組合の有無、（2）労働者構成、（3）派遣労働者数、3．初任給（1）学歴・職種別初任給額、（2）学歴・職種別採用人数、（3）新潟県外学校出身者数、4．労働時間制度（1）1日・1週・1年の所定労働時間数、（2）変形労働時間制の採用状況、（3）週休制の形態、5．年間休日数（1）年間休日数、（2）連続休暇、6．年次有給休暇（年次有給休暇の取得状況）、7．特別休暇制度（特別休暇制度の状況）、8．育児休業制度（1）育児休業制度の有無、（2）育児休業制度の整備状況、（3）育児休業の取得状況、9．介護休業制度（1）介護休業制度の有無、（2）介護休業制度の整備状況、（3）介護休業の取得状況、10．仕事と家庭の両立のための支援制度（1）仕事と家庭の両立の支援制度の有無、（2）制度状況、11．賃金制度（賃金制度の状況）、12．賃金の支払形態（賃金の支払形態別の労働者数）、13．定年制度（1）定年制度の有無、（2）定年延長の予定の有無、（3）継続雇用制度の有無

【調査票名】 2 - 新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票（個人票）

【調査対象】 （地域）新潟県全域 （単位）個人 （属性）日本標準産業分類の「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業，郵便業」、「卸売業，小売業」、「金融業，保険業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「医療，福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者を10人以上雇用する事業所の常用労働者で、7月分の給与の期間を18日以上勤務した労働者（抽出枠）平成18年事業所・企業統計調査名簿

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）4,000/16,000（配布）郵送（収集）郵送（記入）自計（把握時）毎年7月31日現在（系統）配布：（新潟市以外）新潟県 - 報告者、（新潟市）新潟県 - 新潟市 - 報告者、回収：（新潟市以外）報告者 - 新潟県地域振興局 - 新潟県、（新潟市）報告者 - 新潟市 - 新潟県

【周期・期日】 （周期）年（実施期日）毎年7月31日～8月31日

【調査事項】 1．性別、2．年齢、3．勤続年数、4．就業形態、5．最終学歴、6．労働者の職種、7．7月分の総実働労働時間数・所定外労働時間数、8．7月分の賃金支給総額・所定外賃金

【調査名】 市政アドバイザー意識調査（平成22年届出・2回目）

【受理年月日】 平成22年6月21日

【実施機関】 神戸市市民参画推進局参画推進部広聴課

【目的】 神戸市政に関する具体的施策や事業についての意見を求めるほか、市民生活に関する意識を市の事業や施策を実施していく上での参考とする。

【調査の構成】 1 - 第10期市政アドバイザー第5回意識調査 調査票

【備考】 今回の調査は、第10期・第5回の調査であり、今回の変更は調査事項及び調査期間の変更。

なお、本調査は、「意識調査」の名称を付して行われているが、調査事項の中に「事実の報告」が含まれていることから、これら「事実の報告」に係る部分について、統計法上の「統計調査」として届出が受理されたものである。

【調査票名】 1 - 第10期市政アドバイザー第5回意識調査 調査票

【調査対象】 （地域）神戸市全域 （単位）個人 （属性）第10期市政アドバイザー（抽出枠）市政アドバイザー登録名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）1,100 （配布）郵送 （収集）郵送（記入）自計 （把握時）平成22年7月16日～7月30日 （系統）神戸市 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期 （実施期日）平成22年7月16日～7月30日

【調査事項】 1. 男女共同参画に関する事項、2. 地域福祉に関する事項

【調査名】 観光統計調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月21日

【実施機関】 大分県企画振興部観光・地域振興局

【目的】 観光振興戦略やマーケティング活動に役立つ基礎資料として根拠のある数値をできるだけ迅速かつ正確に提供するため。

【調査の構成】 1 - 平成22年度 大分県の観光に関するアンケート調査票 2 - 宿泊客数調査票 3 - 交流客数調査票

【備考】 今回の変更は、調査対象の範囲に観光地点の管理者及び行祭事・イベントの実施者並びにこれらの観光地点等を訪れた観光客を追加。

【調査票名】 1 - 平成22年度 大分県の観光に関するアンケート調査票

【調査対象】 （地域）大分県全域 （単位）個人 （属性）大分県内観光地点の管理者及び行祭事・イベントの実施者並びにこれらの観光地点等を訪れた観光客（抽出枠）観光地点等名簿

【調査方法】 （選定）全数及び無作為抽出 （客体数）3,459 （配布）郵送、その他（職員）、その他（電話）、調査員調査 （取集）郵送、その他（職員）、その他（電話）、調査員調査 （記入）自計 （把握時）毎月末日現在（ただし、観光地点パラメータ調査は毎年1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月は各々の期間内に指定した1日 （系統）大分県 - 市町村 - 報告者、大分県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）四半期 （実施期日）4月、7月、10月、1月のそれぞれ月末

【調査事項】 1. 観光地点別入込客数、2. 回答者の属性（性別、居住地、同行者数）、3. 旅行目的と旅行先での行動、4. 旅行の訪問地と利用交通手段、5. 宿泊地と宿泊施設、6. 費目別旅行消費額、7. 旅行の満足度と再訪問意向

【調査票名】 2 - 宿泊客数調査票

【調査対象】 （地域）大分県全域 （単位）事業所 （属性）大分県旅館ホテル生活衛生共同業組合に加盟するホテル、旅館で、従業員10名以上の宿泊施設（抽出枠）大分県旅館ホテル生活衛生共同業組合員名簿

【調査方法】 （選定）全数 （客体数）162 （配布）郵送 （取集）FAX （記入）自計 （把握時）毎月末日現在 （系統）大分県 - 報告者

【周期・期日】 （周期）月 （実施期日）調査実施翌月15日～20日

【調査事項】 1. 宿泊客数、2. 外国人宿泊客数、3. 出発地別宿泊客数

【調査票名】 3 - 交流客数調査票

- 【調査対象】 (地域)大分県全域 (単位)事業所 (属性)有料観光施設、道の駅、空港、JR、港湾、高速道路の管理者等 (抽出枠)県内の主要有料観光施設、道の駅、交通機関等を県内一円の動向を把握できるように選定
- 【調査方法】 (選定)有意抽出 (客体数)59 (配布)郵送 (収集)FAX (記入)自計 (把握時)毎月末日現在 (系統)大分県-報告者
- 【周期・期日】 (周期)月 (実施期日)調査実施翌月15日~20日
- 【調査事項】 1.県内の主要有料観光施設:入場者数、2.県内の道の駅:レジ打ち回数、3.空港:乗客数・降客数、4.県内の港湾:乗客数・降客数、5.鉄道駅:乗車客数・降車客数、6.県内の高速道路インターチェンジ:出入交通量

【調査名】 県民の体力・スポーツに関する調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月23日

【実施機関】 神奈川県立体育センター、神奈川県教育委員会教育局生涯学習部スポーツ課

【目的】 神奈川県民の体力・スポーツの意識や、実態の推移を探ることにより、今後の生涯スポーツにおける施策展開の基礎資料を得る。

【調査の構成】 1 - 県民の体力・スポーツに関する調査 調査票

【備考】 今回の変更は、調査の目的及び調査の周期等を変更。

【調査票名】 1 - 県民の体力・スポーツに関する調査 調査票

【調査対象】 （地域）神奈川県全域 （単位）個人 （属性）20歳以上の男女 （抽出枠）住民基本台帳

【調査方法】 （選定）無作為抽出 （客体数）3,000 / 7,330,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）平成22年7月16日現在 （系統）神奈川県 - 民間事業者 - 報告者

【周期・期日】 （周期）不定期（原則として5年） （実施期日）平成22年7月16日～8月10日

【調査事項】 1. 健康・体力観について、2. 運動・スポーツ実施状況について、3. 住んでいる市町村のスポーツ施設について、4. スポーツ全般について

【調査名】 県民歯科疾患実態調査（平成22年届出）

【受理年月日】 平成22年6月28日

【実施機関】 鳥取県福祉保健部健康政策課

【目的】 鳥取県民の歯科保健の状態を把握し、今後の歯科保健医療対策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とするとともに、平成13年に設定した歯科保健目標（健康づくり文化創造プラン）の最終評価とする。

【調査の構成】 1 - 平成22年度県民歯科疾患実態調査票 2 - 平成22年度県民歯科疾患実態調査アンケート調査票

【備考】 今回の変更は、調査全体として、調査対象の範囲、報告を求めるために用いる方法（民間委託の実施）及び報告を求める期間（調査の実施期間の前倒し）の変更。

【調査票名】 1 - 平成22年度県民歯科疾患実態調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域（単位）個人（属性）鳥取県内に住む20歳（一部18、19歳を含む。）以上の者で、県内市町村の特定健康診査受診者、健康教室参加者、又は事業所健康診査受診者

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,500/199,008（配布）調査員（収集）調査員（記入）他計（把握時）調査票記入日現在（系統）鳥取県 - 民間事業者 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成22年7月1日～12月31日

【調査事項】 1.現在の歯・むし歯の状況、2.喪失歯及びその補綴状況、3.歯肉、4.歯石の沈着状況

【調査票名】 2 - 平成22年度県民歯科疾患実態調査アンケート調査票

【調査対象】 （地域）鳥取県全域（単位）個人（属性）鳥取県内に住む20歳（一部18、19歳を含む。）以上の者で、県内市町村の特定健康診査受診者、健康教室参加者、又は事業所健康診査受診者

【調査方法】 （選定）無作為抽出（客体数）2,500/199,008（配布）調査員（収集）調査員（記入）自計（把握時）調査票記入日現在（系統）鳥取県 - 民間事業者 - 調査員 - 報告者

【周期・期日】（周期）5年（実施期日）平成22年7月1日～12月31日

【調査事項】 1.歯みがきの回数・時間等の状況、2.歯の健康のために普段から気をつけていること等